

みんなでつくるまち条例 検証報告書（案）

令和 5 年 月

はじめに

長久手市では、まちづくりや公共サービスなど、暮らしに身近なことは、自ら考え、決め、行動することが求められる「地方分権」の趣旨を踏まえ、市民主体のまちづくりを進めるため、平成30年7月に「まちづくりのルール」である”みんなでつくるまち条例”（以下、「条例」という）を制定しました。

条例の第21条には「条例の検証」の項目があり、5年を超えない期間ごとに「この条例に沿ってまちづくりが行われているか」について検証を行うことが定められており、令和5年7月で5年を迎えることから、条例に沿った取組について検証を行います。

市民主体のまちづくり推進のための取組は、試行錯誤の繰り返しであり、あらゆる方法で検討しながら市民と市が協働して市民主体のまちづくりへ転換していくことが求められます。

今回の検証では、条例に沿った取組状況、市民の条例に関する意識調査をもとに、条例に沿った取組の成果・課題などについて、様々な意見を踏まえ、みんなでつくるまち条例検証会議に諮り「検証報告書」としてまとめていきます。

検証した結果は、今後のまちづくりに活かし、条例が市民や職員に対してより一層、浸透するよう努め、市民がまちづくりに参加する後押しとなるよう条例に基づくまちづくりを継続的に実施し、条例の推進を図ります。

条例の検証について（第21条）

条文

- 1 市民及び市は、5年を超えない期間ごとに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえ、検証します。
- 2 市は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。

条例の検証に伴う主体について、今回の検証では「みんなでつくるまち条例検証会議」にて市民と市による検証を進めることとします。ただし、あくまで条文上の「5年を超えない期間ごと」の検証に伴い、「みんなでつくるまち条例検証会議」を設置して検証を進めるものであり、条例に基づく市民による検証を妨げるものではありません。

目次

条例の概要.....	3
条例の検証.....	6
取組状況.....	9
前 文.....	9
第1章 総則.....	10
第1条 目的.....	10
第2条 条例の位置付け.....	11
第3条 用語の定義.....	16
第4条 まちづくりの基本原則（情報共有について）.....	17
第4条 まちづくりの基本原則（市民参加について）.....	20
第4条 まちづくりの基本原則（協働について）.....	22
第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務.....	24
第5条 市民の権利.....	24
第6条 市民の役割及び責務.....	25
第7条 議会の役割及び責務.....	29
第8条 市長の役割及び責務.....	30
第9条 職員の役割及び責務.....	31
まちづくりの3原則における条例の検証について（第2章）.....	33
第3章 市民主体のまちづくり.....	34
第10条 市民参加及び協働.....	34
第11条 市民のまちづくり.....	38
第12条 まちづくり組織.....	43
第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割.....	46
第14条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援.....	49
第15条 住民投票.....	51
まちづくりの3原則における条例の検証について（第3章）.....	53
第4章 市政運営.....	55
第16条 市政運営の基本原則.....	55
第17条 計画的な市政運営.....	57
第18条 情報公開及び個人情報の取扱い.....	59
第19条 安心安全なまちづくり.....	61
第20条 他の自治体等との連携.....	64
まちづくりの3原則における条例の検証について（第4章）.....	66
第5章 実効性の確保.....	67
第21条 条例の検証.....	67

条例の概要

条例の役割

①条例の必要性

長久手市は、まちが急速に発展し、人口が増え、多様な人が暮らすまちになり、近所や地域の人との関わり合いは、薄くなってきています。

また、将来的には生産年齢人口の割合が減少し、2040年には全体に占める割合が60%を下回ると予測されます。

高齢になっても、安心して暮らすことができるか、災害が起こった時に近所同士で助け合うことができるか不安があります。顔が見える範囲の様々な人とのつながりの中で、「できることは自分たちでやろう」と、一人ひとりが行動できるまちになっていくように、みんなで考えて、みんなでまちづくりを進めていくことが必要です。

②条例の役割

市民、議会、市の役割と責務や長久手市のまちづくりの基本となる大切なこと、みんなの役割や協力し合って進めるまちづくりの方法などが書かれています。

この条例は、「自分ができることからやってみる」、そんな市民の主体的な活動を支え、市民主体のまちづくりの後押しとなる条例です。

条例制定までのあゆみ

①条例の内容の検討の実施（H28年度～H29年度）

市民と職員で構成する検討委員会（愛称「自治KEN」）を立ち上げ、ワークショップ形式による条例の内容を検討し、条例の素案を作成しました。

第1回	夢語り 希望の葉っぱ～世界でひとつだけの木～「条例に期待すること」
第2回	グループワーク 「長久手ってどんなまち？」「こんなまちになったらいいな」
第3回	(1) プチ講座（団体アンケート結果報告、地域自治の取組紹介） (2) グループワーク 「条例の意義、役割をそれぞれの立場から考えよう！」
第4回	グループワーク 「長久手にこんな条文あったらいいな」
拡大版	ながくてのミライ 語り場カフェ 自治KENメンバー以外の市民のみなさんも一緒に、まちの未来やまちのルールについて語り合おう！
第5回	(1) 前文に盛り込みたいキーワードは？ (2) グループでひとつの前文案をつくろう！
第6回	論点を確認し、考え方を整理しよう！
第7回	条例骨子案を確認しよう！

②タウンミーティングの実施（H29年度）

条例素案をよりよいものに磨き上げていくために、素案の説明や意見交換を市内6か所で実施しました。

みんなで作るまち条例の構成

前文と5つの章、全 21 条で構成します。

前文

第 1 章 総則

- ①目的 ②条例の位置付け
- ③用語の定義 ④まちづくりの基本原則

第 2 章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第 1 節 市民

- ⑤市民の権利
- ⑥市民の役割及び責務

第 2 節 議会

- ⑦議会の役割及び責務

第 3 節 市

- ⑧市長の役割及び責務
- ⑨職員の役割及び責務

第 3 章 市民主体のまちづくり

- ⑩市民参加及び協働
- ⑪市民のまちづくり ⑫まちづくり組織
- ⑬地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割
- ⑭地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援
- ⑮住民投票

第 4 章 市政運営

- ⑯市政運営の基本原則 ⑰計画的な市政運営
- ⑱情報公開及び個人情報の取扱い ⑲安心安全なまちづくり
- ⑳他の自治体等との連携

第 5 章 実効性の確保

- ㉑条例の検証

さかそう ながくて じちのはな（まち詩）

条例に盛り込みたい内容を考えるために集まった市民と職員の対話をもとに、市民有志が、まちへの想いと理想とする長久手の人やまちの姿を詩にまとめました。

さかそう ながくて じちのはな

ボクの家（うち） 長久手に住んで12年
じいちゃん ばあちゃん 愛犬は
生まれも育ちも わがまちだ
そんな わが家の団欒（だんらん）で
大切なこと 考えた

じいちゃんの こんな自慢で始まった
わしらのまちの 長久手は
戦国の世からの 伝統と
清き流れの 香流川
緑豊かな 里山と
リニモが結ぶ 街並みや
万博の知恵と理想が 誇りだな

ところが ばあちゃん嘆くのは
近頃 この頃 長久手は
隣が誰だか 判らんと
気にしない人 多すぎて
関わり合いが 薄すぎじゃ
やがてくる世の 高齢化
このまま ほかっておけんのじゃ
防犯 防災 だいじょうぶか？

そこで とうさん 高らかに
このまま行けば 長久手は
子らに伝える 輝きを
失ってしまうまち になる
ひとり一人が 主人公
懐の深い コミュニティ
それぞれの価値を 認め合い
支え合うこと 目指すべし

さらに かあさん訴えて
みんなの居場所を つくるには
わずらわしいこと 多いけど
会話・対話を 繰り返す



回り道でも いいじゃない？
やってみることこそ 大切に
失敗したって いいじゃない！

ねえちゃんとボクが 願うのは
いつまでも続く 青空と
緑と命が 守られる
住んで 遊んで 働きたい
心豊かな ふれあいは
まずは あいさつ 「こんにちは！」

でもボクの ともだちは
言っていることは 分かるけど
理想ばかりで マジ出来る？
いやがる人も いるだろう

家族が 近所が 動き出す
いろんな人の いるまちは
聞く耳もつこと 大切に
あの人 この人 さまざまな
考え まずは認め合う
熱い決意を 胸に秘め
長久手人（ながくてびと）は 立ち上がる

みんなが知り合い 混ざり合い
関わり合って 支えあう
やさしいことでは ないけれど
言ったコトバと 行動に
責任をもって 取り組もう

自分がまちに 出来ること
最初の一步を 踏み出そう
今ある暮らしを もっと良く
キラキラ光る 長久手を
今日の市民が つくるため
明日の市民に 渡すため・・・

条例の検証

検証の目的

条例第21条に基づく「条例に沿ったまちづくりが行われているか」の検証は、条例に沿った現在の取組の調査及び条例に関する意識調査の結果を検証会議に諮り、これからのまちづくりに活かすことを目的とします。また、今回の検証を「まちづくりを改めて考える良い機会」と捉え、より一層の条例の推進・啓発を進めます。

検証の基本的な考え方

条例の検証においては、「市民主体のまちづくり」は重要なキーワードになります。

「市民主体のまちづくり」を意識して検証を進めるなかで、市民主体のまちづくりのために必要なことについて整理し、より良い検証につなげるため、本市の特徴や進捗状況を踏まえ、現状における「市民主体のまちづくり」について次のとおり、整理します。

現状における「市民主体のまちづくり」について

本市の特徴として、区画整理や宅地開発により段階的に住宅供給がされた結果、転入してきた市民が多いこと、令和2年度国勢調査の結果から平均年齢が若いことが挙げられます。転入してきた市民や若い世代がどのようにまちづくりに関わり、どうすれば主体的にまちづくりに関わるができるかが重要であると考えます。

また、今は若い世代が多い傾向にありますが、将来的には高齢化が進みます。医療の発達により、今後、健康寿命が延伸することが予測されるなか、居場所づくりや健康増進の観点からも、より多くの高齢者にまちづくりに関わってもらうことが必要になります。

そのために、どのような取組が必要かを考え、市民、議会及び市が協働して市民主体のまちづくりを推進していくことが重要と考えます。

まちづくりの楽しさややりがいは、聞いたり見たりするだけでは、なかなか感じるのが難しく、取り組むことによって実感が深まるものであると考えます。そのため、主体的（自ら考え、行動する）にまちづくりを行う市民を増やすためにも、市民がまちづくりに参加するキッカケをどのようにつくっていくかが重要であると考えます。

第6次総合計画では、「2050年に向け、市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう！」とされています。市民主体のまちづくりは、すぐに定着することは難しいため、2050年には市民主体のまちづくりが、文化として定着することを目指します。

検証の方法

①条文の検証

条例第21条では「この条例に沿ってまちづくりが行われているか」についての検証が必要であります。これまでの条例に基づく主な取組やアンケート結果、成果・課題など、取組の検証を行い検証委員の意見を報告書にまとめます。

②まちづくりの3原則における取組の検証について

条例に沿ってまちづくりの検証を行うなかで、第4条のまちづくりの基本原則の観点により検証を行います。章ごとに第4条まちづくりの基本原則から確認するうえで、情報共有・市民参加・協働について次のとおり整理します。（第1章及び第5章においては、条文の性質上、まちづくりの3原則における検証は省略します）

情報共有の原則について(第4条1号)

情報共有される情報そのものや情報共有の方法については、幅広い情報や取組を対象としています。例えば情報発信においては広報、ホームページ、イベント又は安心安全メール、刊行物、公共施設の掲示版、スマートフォンアプリなど、情報交換においては意見交換会、交流会、定期的な会議などが挙げられます。条例を推進するうえでの情報発信及び情報交換の取組について検証を行います。

市民参加の原則について(第4条2号)

市民参加は、例として、市民が主体的に行う行事（イベント）、あいさつ、市への意見やアンケートの提出、地域のイベント、説明会・意見交換会の参加などの活動を対象としています。検証においては、「市民がまちづくりに参加するキッカケづくり」の取組について検証を行います。

協働の原則について(第4条3号)

協働の対象とする取組については、「ながくて協働ルールブック」を参考とします。

協働によるまちづくりを進めるうえでの成果・課題などを通して、協働を進める上で課題や今度の取組に必要なことについて検証を行います。

検証に伴う取組及び検証の流れについて

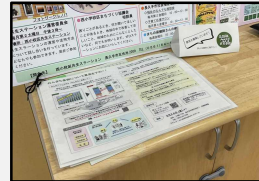
下記のとおり、取組状況を調査・整理。

市民意識調査

市民の条例の周知度や、市民がどのようにまちづくりに関わっているかなどを確認するため、アンケート調査を無作為抽出で 3,000 名に送付し、実施しました。
(実施時期:R4年7月、回収率:37.4%)

市民への意見聴取（参考資料 1）

条例の検証にあたり、市民の誰もが意見する機会を設けることが必要であるため、ホームページ・広報で条例検証に伴う意見を聴取しました。広報への掲示や各共生ステーションで意見を募集し、1 件意見がありました。



まちづくりを考える場（みんなまちフォーラム）での意見（P 27 参照）

市民団体主催のみんなまちフォーラムでの、市民からのまちづくりに関する話を検証の要素として活用していきます。

庁内へのヒアリング（参考資料 2）

庁内関係各課に条例に沿った取組についてヒアリングを行いました。

市民団体に対するアンケート（参考資料 3）

各課へ照会を行い、市と関わりがある市民団体に対し、アンケート調査を実施しました。

自治会連合会、区会、自治会に対するアンケート（参考資料 4）

自治会連合会長及び区長、市政協力員に対し、アンケート調査を実施しました。



報告

みんなでつくるまち条例検証会議

・まちづくりの基本原則の観点による検証
・その他の意見等



今後の取組の方向性



報告

市長

検証結果の公表と反映

取組状況報告書をもとに会議に諮った結果については、検証報告書としてまとめるとともに公表及び庁内関係課へ通知し、これからの取組に反映し、まちづくりに活かしていきます。

取組状況

前 文

わたしたちは、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、夢と覚悟を持って自らの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる「長久手市みんなでつくるまち条例」を定めます。

長久手市は、秀吉と家康が戦った「小牧・長久手の戦い」に関する史跡や、伝統ある「警固祭り」をはじめとする貴重な文化財が引き継がれ、また、長久手を源流とする香流川、東部に多く残る里山等豊かな自然を身近に感じることができる住みよいまちです。

2005年の「愛・地球博（日本国際博覧会）」を機に、日本唯一の乗り物「リニモ」がまちの中心を走り、住宅地の整備が一層進み、長久手市は大きく発展しました。

一方で、急激な人口増加、価値観の多様化等により、人と人とのつながりが薄れてきていると感じられます。今後、必ず訪れる少子高齢化、人口減少時代に備えて、今、地域のつながりを見つめ直し、多くの課題をみんなで協力して乗り越えていかななくてはなりません。

そのために、これからのまちづくりは、市民が市及び議会と協働して、主体的に行動していくことが求められます。互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切に、課題の解決に向けて取り組むことが必要になります。

この条例は、こうしたまちづくりの基本となる考え方や、市民、議会及び市それぞれが何をすべきかを示しています。

わたしたちは、多様性と個人の自由を認め合う懐の深さと、自分の言葉と行動に対する責任を持ちます。そして、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなで手を取り合って、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまち長久手市をつくりあげていきます。

【これまでの主な取組】	前文は、条例制定の背景・目的、長久手市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意を示したものです。具体的な取組を定めた条文でないため、取組等の記載は省略します。
【アンケート調査】	
【成果・課題】	
【検証会議の主な意見】	
・ 目指すべき姿が象徴的であるため、市民としては何をしていけば良いのかがわかりづらい印象を受ける。 ・ 長久手市でジブリパークが開業したことは、大きな出来事であるため、前文の条文のなかに「ジブリパーク」の文言を入れた方が良い。	

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、長久手市におけるまちづくりの基本的な事項を定めるとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び市の役割及び責務を明らかにし、市民が主体的に行動する自治の力を高め、豊かな自然を引き継ぎ、誰もが笑顔で暮らせる幸せなまちを実現することを目的とします。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	第1条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組を定めた条文ではないため、この項目に取組等の記載は省略します。
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	
特になし。	

第2条 条例の位置付け

- 1 この条例は、まちづくりの基本であり、市民、議会及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。
- 2 市は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。

【これまでの主な取組】

・条例の啓発事業(市、通年)

条例の啓発に関する事業はP 14の「条例の啓発に伴う取組」を参照

・「長久手市みんなで作るまち条例に基づく計画等策定ガイドライン～市民主体のまちづくりを進めるために～」の作成(市、R2)

各課が個別に「情報共有」及び「市民参加」を実践しており、市役所全体のルールや基準がなかったため、ガイドラインを作成し、市民参加手続等について記載。

・他の条例、規則、計画等について

平成30年7月から令和4年12月までに制定、改正、廃止された条例、規則は208件、計画は13件。

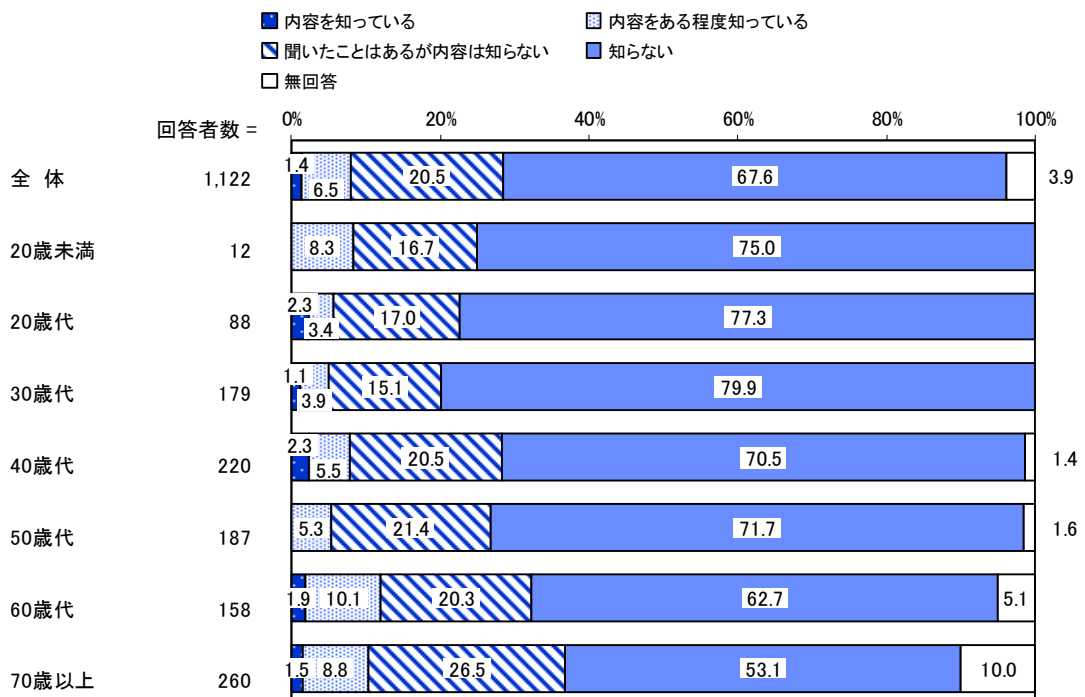
各担当課より、市の施策としての方針やみんなまち条例の趣旨を踏まえ、各課が所管する条例、規則等の制定、改廃等を行っている。

【アンケート調査】

〈アンケート結果〉

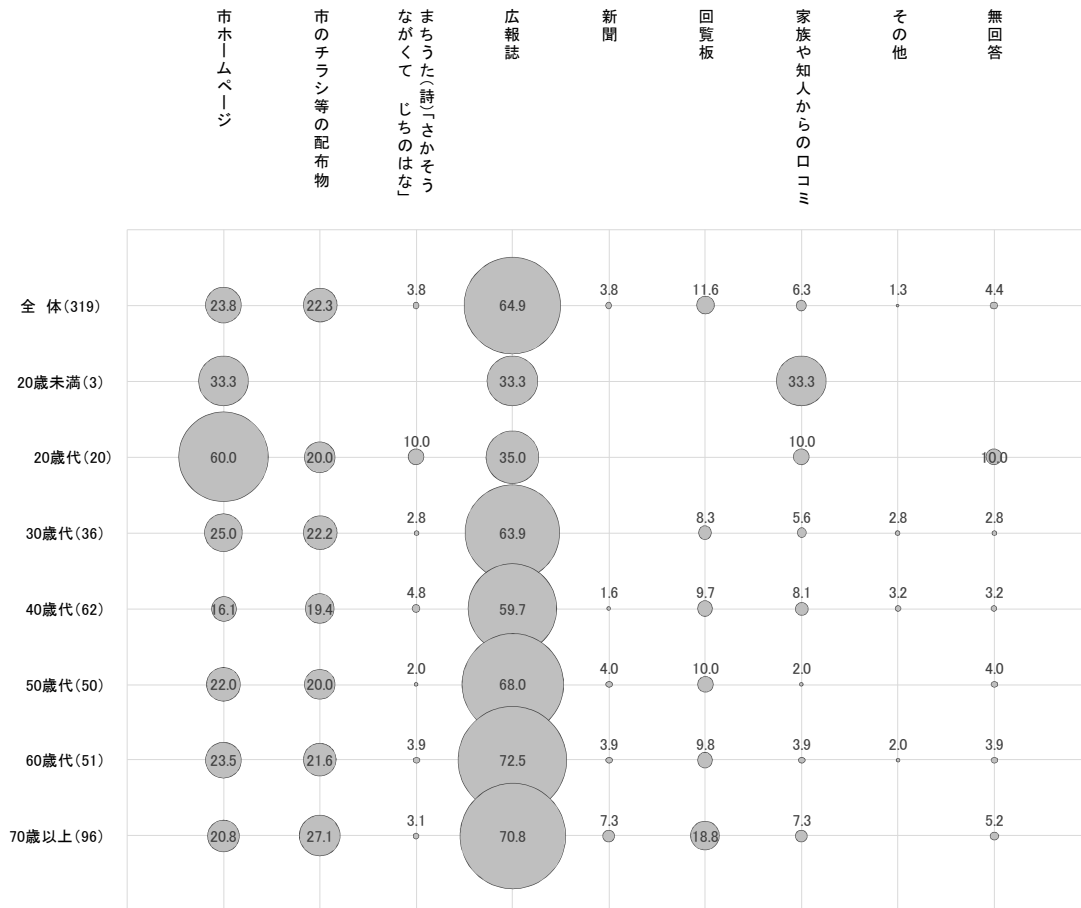
○「長久手市みんなで作るまち条例」を知っていますか。

全体では「知らない」の割合が67.6%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」の割合が20.5%。



➡何を通じて知りましたか。【○はあてはまるものすべて】

全体として「広報誌」の割合が64.9%と最も高く、次いで「市ホームページ」の割合が23.8%、「市のチラシ等の配布物」の割合が22.3%となっています。



【成果・課題】

成果

- 様々な啓発を行うなかで「何を通じて条例を知ったか」で1番多い回答は毎年広報に掲示している本条例の周知であった。
- 職員が条例を推進するなかで、各課がそれぞれで取り組んでいる状況であったため、条例推進に伴う取組を整理したガイドラインを作成した。
- 市民、職員に条例が浸透することや市民、職員の条例に沿った取組が推進することを目的に様々な啓発活動を実施した。

課題

- 市民に対するアンケート結果では「内容を知っている」「内容をある程度知っている」と回答した市民は7.9%と条例の周知度は低いのが現状である。
- 条例第2条2項の他の条例、規則、計画等の制定、改廃等の際の条例との整合を図ることについて、条例の趣旨を踏まえ条例等の制定、改廃等が行われているものの、具体的な条例の整合性については担当課判断になっている。

【今後について】

まちづくりの基本となるみんなまち条例を市民及び職員に浸透させることが必要になるため、条例の存在自体の周知とともに、条例の趣旨を啓発していくことも重要である。

今後も、条例の啓発事業を継続し、市民が目を引きような、興味を持ってもらえるような方法で条例を啓発していくことが求められる。また、市民においても条例について考える機会を設ける等、市民のなかで条例が浸透するような取組も期待される。

他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっての具体的な取組ができていないため、各担当課へ第2条2項に関する条文の周知と条文の統一的な整合を図る取組について検討していく。

【検証会議の意見】

- ・ 子どもの頃からまち詩を聴き、地域に関心を持つことの大切さ等にふれることは重要なことであると感じる。
- ・ まち詩の趣旨について小学生では難しい内容であっても、将来大人になったときにこの詩の趣旨がわかるようになってくると思う。

条例の啓発に伴う取組

条例が施行されてからの条例啓発に関する取組は下記のとおりです。

毎年度又は通年の取組
・新規採用職員研修会でみんなまち条例の説明 ・広報にみんなまち条例啓発のための記事を掲載 ・転入者へ市民課からみんなまち条例パンフレットの配布 ・平日 17:00～17:15 に市役所庁舎内で「まち詩」の曲を放送
年度毎の取組
平成30年度
・みんなまち条例パンフレット全戸配布 ・みんなまち条例施行記念シンポジウムの開催 ・若手職員勉強会
令和元年度
・まちづくり 4 コマまんが募集（優秀作品に品物贈呈） 「まちづくりがつくる” 出会い”」をテーマに 4 コマ漫画を募集 応募総数 9 点
令和2年度
・みんなまち条例に基づく計画等策定ガイドラインに係る職員説明会 ・みんなまち条例解説書（ポケット版）職員配布 ・若手職員勉強会 ・みんなまち川柳コンテスト（優秀作品に品物贈呈） 「つながり」をテーマに川柳を募集 応募総数 7 3 点
令和3年度
・まちの活動大募集（応募者全員に品物贈呈） 市内の高学年の小学生を対象にまちづくりに関する絵を募集 応募総数 7 4 7 点 ・市内の公共施設（児童館、保育園、図書館等 計 3 7 施設）へまち詩のCD及び動画DVDを配布。
令和4年度
・各小中学校にまち詩の歌詞のポスターを掲示 ・みんなまち条例啓発のためのポスターを各共生ステーション、まちづくりセンターに掲示 ・みんなまち謎解きクエストの実施（クイズ回答者に抽選で品物贈呈） みんなまち条例に関するクイズを各共生ステーションに掲示し条例の啓発を実施

みんまち条例啓発事業 参考資料



新規採用職員研修会での
みんまち条例説明 (R3)



シンポジウム (H30)



R3. 8月広報誌



みんまち条例パンフレット
みんまち条例解説書 (ポケット版)



4コマ漫画募集 (R1)



まちの活動大募集 (R3)



みんまち条例啓発ポスター (R4)

第3条 用語の定義

この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、市内で働く若しくは学ぶ者又は市内で事業若しくは活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 議会 市議会議員で構成され、市民の意思を市政に的確に反映させるための議決機関をいいます。
- (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) まちづくり 笑顔で暮らせる幸せなまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。
- (5) 地域活動団体 地域のつながりを基にまちづくりを行う団体をいいます。
- (6) 市民活動団体 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体をいいます。
- (7) 総合計画 目指す将来像を定める基本構想及びその実現のための基本計画を内容とする総合的な計画をいいます。

【これまでの主な取組】	第3条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組を定めた条文ではないため、この項目に取組等の記載は省略します。
【アンケート調査】	
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	
特になし。	

第4条 まちづくりの基本原則（情報共有について）

長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

(1) 情報共有の原則

市民、議会及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を互いに共有し、活用します。

※ 第4条 まちづくりの基本原則については、各項毎で検証報告書にまとめます。

【これまでの主な取組】

・子育てに関する情報を発信するアプリ「きずなネット(旧:子育て支援アプリ)」による情報発信
(市、市民、事業者・通年)

市、社会福祉協議会、市民活動団体など、様々な機関の情報を載せることができるアプリ。イベント情報等を発信。アプリ開発及び運営は事業者が行う。

・市民活動の拠点である共生ステーションを活用した情報発信及び情報交換の実施(市、市民・通年)

地域の活動の拠点である共生ステーションの掲示板にて地域の情報を発信。また、共生ステーションは、出会った方で情報交換できる場である。



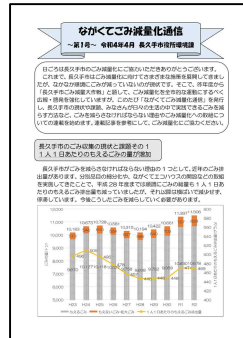
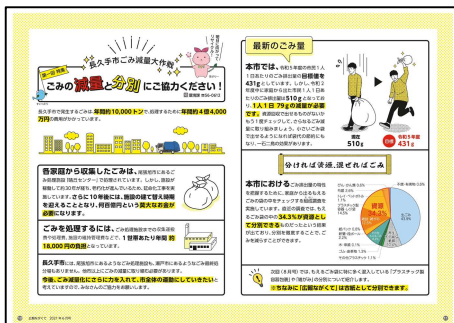
・もえるごみ袋増額に関する方針の説明の取組(市・R3、R4)

※ 広報ながくて令和3年6月号、8月号、10月号、12月号、令和4年8月号に特集記事を掲載、令和3年8月には広報折込チラシで周知。

※ もえるごみ袋増額に関する地域意見交換会の実施

(市内10箇所、31回で意見交換会を開催。参加者194人)

※ ながくてごみ減量化通信を令和4年4月発行以降毎月発行。HPや自治会等の回覧板で情報発信。



・議会報告会(議会、市民・R1、R4)

議会への市民参加と連携を促進するため、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的開催。

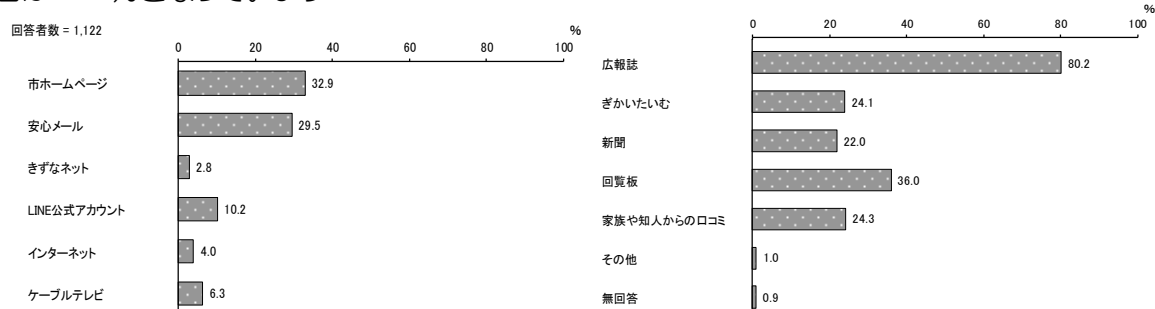


【アンケート調査】

〈アンケート結果〉

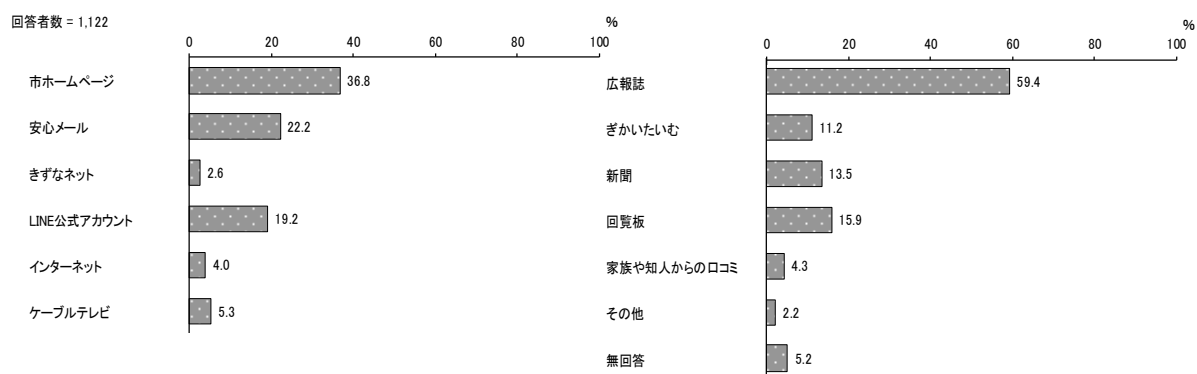
○市の情報をどのように得ているか(複数回答可)

「広報誌」の割合が 80.2%と最も高く、次いで「回覧板」の割合が 36.0%、「市ホームページ」の割合が 32.9%となっています。



○情報発信を充実してほしいもの(複数回答可)

「広報誌」の割合が 59.4%と最も高く、次いで「市ホームページ」の割合が 36.8%、「安心メール」の割合が 22.2%となっています。



【成果・課題】

成果

- ・きずなネットでは、市民団体、市、社会福祉協議会が発信している情報が掲載されイベント情報が統合されていることにより、利用者としては使いやすい情報発信のアプリである。
- ・地域共生ステーションによる情報発信では、地域の情報や行政サービスの制度、様々な情報が掲載されている。現代の情報社会のなかでは、自分の趣味・趣向に偏った情報が入る傾向にあるが、掲示板による情報発信や地域共生ステーションでの情報交換は新たなまちづくり

の情報をキャッチすることができる。

- ・各課へのヒアリングでは「地域共生ステーションの利用団体間の予約トラブルについて交流会を実施し、お互いを知ることにより、譲り合って利用することができた。」との意見があった。情報共有する場を設け、それぞれのことを知ることにより、トラブル回避につながった取組がある。
- ・もえるごみ袋増額に関する方針の説明では、市内 10 箇所で数日に分けて意見交換を行い、そこでの市民からの意見についても HP で公表した。

課題

- ・講座等の案内に広報、ホームページの他、イベントメールを利用しているが、参加者が増えない。
- ・市民が毎月の広報誌全ての情報を把握することは難しいが、広報誌は市民全体を対象としているため、情報量をコンパクトにすることにも限界がある。

【今後について】

市民がより一層まちづくりに関わってもらうためには、新たなイベントやグループに参加するキッカケづくりとして、ニーズに合わせ、効果的かつ効率的な情報発信を行っていく必要がある。今後も変化しつづける情報共有の媒体に合わせ、情報発信の方法を模索する必要がある。

また、地域共生ステーションに掲示された情報や人から聞く情報は、多種多様な情報であるからこそ、そこでの気づきやまちづくりに関わるキッカケづくりにつながることを期待される。

そのため、まちづくりに関し、情報共有する拠点として今後とも継続的な取組が推奨される。

まちづくりを進めるにあたり、お互いの活動や意思を共有することは重要であるため、今後も引き続き、定期的な情報交換の場や交流会等を進めていく必要がある。

【検証会議の意見】

- ・情報共有をした結果、どこまで理解されているか、その情報提供によってどのような変化や新たな動きが生じたかということが重要である。
- ・議会、市民、市の 3 者が同じ情報を持ち合うことが重要と考える。

第4条 まちづくりの基本原則（市民参加について）

長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

(2) 市民参加の原則

市民、議会及び市は、市民の参加により、まちづくりを進めます。

【これまでの主な取組】

・さくら植樹祭の実施(市・R2)

公益財団法人日本さくらの会から提供された苗木を市民が自ら植える市民参加型イベントで実施。



・公共交通応援隊による公共交通の利用促進のイベントを実施(市、市民・通年)

市民による企画、運営により、公共交通の魅力を知ってもらうため、小学生への長久手のりもの講座等のイベントを実施。



・各共生ステーション等で「はいはいレース」の実施(市・R4)

乳幼児の親達等の若年世代が地域共生ステーションに来るきっかけづくりや地域の子育て世代のつながりづくり、保健師との交流を目的に実施。

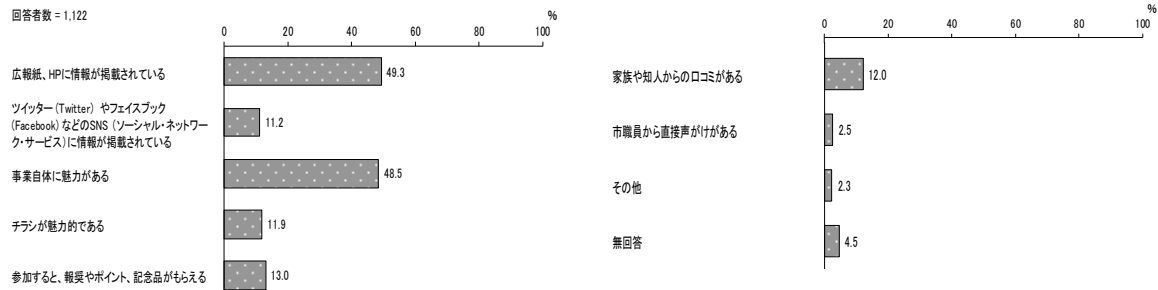


【アンケート調査】

〈アンケート結果〉

〇市の事業に参加する決め手は(複数回答可)

「広報紙、HP に情報が掲載されている」の割合が 49.3%と最も高く、次いで「事業自体に魅力がある」の割合が 48.5%、「参加すると、報奨やポイント、記念品がもらえる」の割合が 13.0%となっています。



【成果・課題】

成果

- ・ さくら植樹祭によるイベントでは、自らがさくらの木の植樹を行うことにより、植えた木への愛着がわくことでまちへの興味を持ってもらうキッカケづくりのイベントであった。
- ・ 「はいはいレース」の実施により、子育て中の親世代を集めることで各地域共生ステーション等の PR につながった。

課題

- ・ 各課へのヒアリングの中では「一部のイベントでは集まった市民の世代に偏りがあり、幅広い世代を集めることができない。」との意見があった。今後は幅広い世代の市民参加を推進していくことが求められる。
- ・ 市民アンケートの結果でも「市の事業に参加する決め手は」の質問に「事業自体に魅力がある」との回答が多い。

【今後について】

市民参加の取組のなかでまずは、市民に参加してもらうことが重要であるが、引き続き、まちづくりに関わってもらう仕掛けづくりを検討していくことも重要である。「参加した市民が継続してまちづくりに関わること」についても意識して取組むことが必要になる。

また、市民参加において主に 20 代後半から 30 代後半にかけての子育て中の親世代がまちづくりに関わってもらうための取組は重要である。事業によっては、世代が限定されることもあるが、事業の企画、運営に至っては 20 代後半から 30 代後半にかけての子育て中の親世代を対象にすることや興味を持ってもらえるような取組について推奨される。

【検証会議の意見】

- ・ 関わった市民、参加した市民が充実感を得られる取組が推奨される。
- ・ 長期的な視点でいくと、いずれ大人になったときにまちづくりの担い手になってもらえることも考えられるので、高校生、大学生にも市民参加を勧めていくことが必要である。

第4条 まちづくりの基本原則（協働について）

長久手市におけるまちづくりの基本原則は、次に定めるとおりとします。

（3）協働の原則

市民、議会及び市は、互いの立場及び特性を理解しながら、信頼関係を築き、ともに考え行動するまちづくりを進めます。

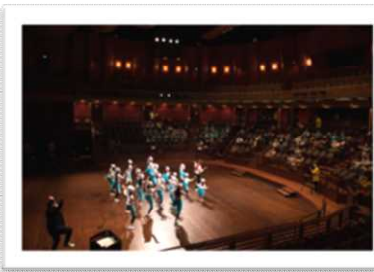
【これまでの主な取組】

・まちづくり協働活動補助金事業(市、市民・通年)

市民主体のまちづくりのため、行政だけでは、解決が困難な地域課題に対して、市の関係課と協働し、解決に向けた活動を行う団体への補助を行い、この活動を通じて、地域で活躍していただく団体の育成を実施。

・市制 10 周年記念「ありがとう」の輪づくり事業(市、市民・R3)

市民の「ありがとう」をイベントや作品製作等をとおして表現する市民団体に対し助成。3組の市民団体と協働して市制 10 周年記念事業をR3年度実施。

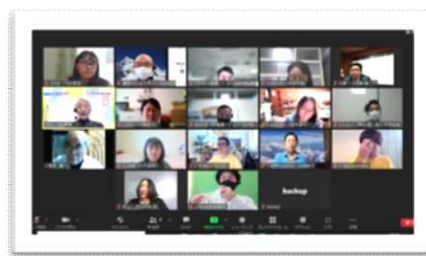


・子ども議会の開催(議会、市民、市・R4)

次代を担う子どもたちが、市議会の模擬体験をとおして市議会の仕組み・役割を学び、体験を通じて市政に興味・関心を持ってもらうことを目的に開催。

・地域協働計画改訂のための協働を考えるワークショップの取組(市民、市・R3、4)

地域における担い手づくりの推進等を目的とした第2次地域協働計画策定のため、2か年で交流会も含め、11回の協働に関するワークショップを実施。令和3年度はコロナ禍のためオンラインで実施。令和4年度では、市民同士で協働に必要な「コンセプト」「人物像」「場」「情報」についての話し合いがされた。



【アンケート調査】
特になし。
【成果・課題】
成果 ・まちづくり協働補助金の実施により、マンパワー不足で実施が困難であった事業を市民と協働することで推進することができた。また、各大学の専門性や専門的な知識を有する市民と一緒に企画、運営に取り組むことにより、有益性のある事業ができた。 ・子ども議会の開催後のアンケートからも市議会への興味・関心が高まったとの回答が多く、市と議会の協力により、子どもたちが自分の住むまちの市政に関心をもってもらうことにつながった。 課題 各課へのヒアリングでも「協働を行うことができる市民が見つかりにくい」、「大学生による大胆且つ繊細なアイデアのため、提案いただいた内容すべてを実現することが難しいこと」との回答があり、協働での取り組み方について課題もある。
【今後について】
専門的な知識、経験を有する市民と事業に取り組むことにより、有益な事業の実施が期待できるため、引き続き、協働の取組を行う必要がある。 「協働を行うことができる市民が見つかりにくい」との意見から市と協働可能な市民団体の情報を庁内で共有する等、協働を推進することが検討される。 また「市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力する事業」のなかで市民主体の取組をより一層推進することが期待される事業については「市民の主体性のもとに市の協力によって行う事業」に転換するよう働きかけていくことが必要になる。
【検証会議の意見】
・子ども議会について市政10周年事業として行われたとのことだが、良い取組なので今後も開催されることが期待される。 ・まざってフェスタに参加したが、普段の活動ではつながりが持てない団体と交流することができた。他の団体と新しくつながることができる機会の提供は協働を進めるうえで重要なことである。

第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務

第5条 市民の権利

- 1 市民は、まちづくりに関する情報を知ることができます。
- 2 市民は、まちづくりに参加することができます。
- 3 市民は、まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら笑顔で暮らすことができます。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	第4条の「情報共有の原則」「市民参加の原則」と関連しているため、この項目への記載は省略します。
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	
特になし。	

第6条 市民の役割及び責務

- 1 市民は、地域社会や次世代のことを考え、自らの発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。
- 2 市民は、まちづくりにおいて、自分と違う意見を持つ他者の多様な価値観を認めます。

【これまでの主な取組】

・広報の特集記事「わたしのまちづくり」の掲載(市・随時)

「わたしのまちづくり」をテーマにまちづくりを行う人のインタビュー記事を広報に掲載。
(他者の活動に共感し合えるような情報発信の取組のため記載)



・まちづくりを考える場(みんなまちフォーラム)の開催(市民・R3、4)

みんなまちフォーラムについてはP34の「みんなまちフォーラムの実施について」を参照

・南中学校全校討議「自治の花を咲かせるために私たちにできることはなんだろう」(市民・R4)

南中学校生徒会が主体となり「南中学校の自治の花を咲かせるために私たちにできることはなんだろう」について、まずは各学級毎で討議を行い、次に全校討議を行った。

全校討議では、各教室をweb会議のシステムでつなぎ、各教室毎の意見を出し合いながら討議が行われた。



【アンケート調査】

特になし。

【成果・課題】

他者の価値観を認めるためには、交流・対話を行うなかでお互いのことを知ることが重要である。市民の取組を広報に掲載し、他者の取組を知ることで、それぞれが認め合う風土をつくることにもつながる。

市民、議会、市のそれぞれが意見できる場としてまちづくりを考えることは、他者の価値感を認める取組として推奨される。

【今後について】

市民同士がお互いの取組を理解し、お互いを認め合えることが必要とされる。また、それぞれの市民の取組を知ることで、自分自信の取組を前向きに推し進めることにつながる。今後は、まちづくりに関する話し合いをきっかけにまちづくりに参加する市民が増加していくことが期待される。

また、市が主催で市民の意見を聞く場では、市に対する意見に偏ってしまいがちであるが、市民が主催することにより、フラットな場でそれぞれの意見を共有することができる。

市民が実施する話し合いの場は貴重かつ重要であり、他の市民団体による同様の取組も含め、市として取り組みを協力、応援していくことが求められる。

【検証会議の意見】

団体として活動している人だけでなく、個人でまちづくりに取り組んでいる方もいると思われる。そういった個人の活動も重要な取組の一つである。

みんなまちフォーラムの実施について

市民団体主体のみんなまちフォーラムの取組については下記のとおりです。

詳細

〈みんなまちフォーラムについて〉

「みんなまち条例」の前文では「市民が市及び議会と協働して、主体的に行動していくことが求められ(中略)互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切にし、課題の解決に向けて取り組むことが必要」(条例前文より)と謳われている。

条例に沿った取組として、「市民・議員・職員」という三者が話し合う場(フォーラム)を市民団体が主催で開催された。

みんなまちフォーラムでは交流・対話に加えて、市民団体等の参加者がまちづくりを前向きに考えられるヒントの一つでも持って帰ってもらうことも開催における効果といえる。

第1回みんなまちフォーラム(トライアル版) 令和3年12月26日

市民活動団体の代表や市職員合わせて6名により「自信の活動」や「自信の活動をより前に進めるために必要なこと」について話し合い、聞いていた参加者との質疑応答を行った。



第2回みんなまちフォーラム(トライアル版) 令和4年5月29日

「市民が主体のまちづくりってどういうこと？」をテーマに市民活動を行う3名の方から話を伺った。その後、参加者が持ち寄ったテーマをもとにグループワークを実施した。



第3回みんなまちフォーラム(トライアル版) 令和4年11月6日

「市民主体のまちづくり～混ざり合うってカンタン？ムズかしい？」をテーマに市民活動を行う2名の方から話を伺った。その後は第2回と同様にグループワークを実施。まちづくりのデジタル活用等、様々なテーマにより話し合いが行われた。



市民からのまちづくりに関する話

・市民主体のまちって何で必要？

市民にとっては、やはり行政への期待があるなかで、あえて市民が主体になって取り組むことの必要性を問う意見。

・主体的なまちづくりの根源は「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたいから」

市民主体のまちづくりをやさしい言葉にすると「老若男女、全ての市民が能動的にまちの活動に取り組んでいる」そんな状態。能動的に行動するそのきっかけの根源はかなりシンプルで、「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたいから」ということ。直感的にそこに関わりたかそうでないかが一瞬で決まるのでは。特に若者はそういった傾向があるように感じる。

・楽しいことを続けていれば、気がついたら主体的にまちづくりを…。

初めは「まちづくりをしている」という意識はあまりない。色んな人といろんなことをやることで、ちょっとずつ自分自身も変わっていく。ただただ楽しいことを続けていることで、自分が知らないうちに主体的にまちづくりに取り組んでいる。

・時には「自分は2番」ということでまちづくりが回っていくことも

新しい人が増えるなかで、まちづくりについてみんなで集まって協議すると、時には言い合いになることも…。そこで気をつけるのは「自分は2番」だということ。集まった人が1番で、自分が2番であると思うことでまちづくりが回っていくこともある。

・プランナーでありプレイヤー。「やってみる」ことがプランナーとしての成長に

地域の組織としては、プランナーとして物事を俯瞰し、全体を考えることが大切であるが、現実的に今はまちづくりのプレイヤーがどんどん減っている。そんな中、自分たちが「やってみる」プレイヤーとしての活動も大切であり、プレイヤーとしての経験は、プランナーとしての成長にもつながるのでは。

・文化芸術はまちづくりに重要な「共に生きる」ことを育む重要な要素

舞台の上の役者、照らされる照明、流れる音楽、文化芸術では、たくさんの人たちが関わり合って生まれる空間であり、その空間を感じることは、人との関わりを楽しみ、嬉しいと思う感覚を養うことにつながると思う。市民一人ひとりが主体となるまちづくりには、文化芸術で育むことができる「共に生きる」ということが大切では。

第7条 議会の役割及び責務

- 1 議会は、議決機関としてその責任を深く認識し、結果について市民に対して説明するよう努めるとともに、市政運営を監視する役割を果たさなければなりません。
- 2 議会に関する事項は、長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の定めによります。

【これまでの主な取組】	
【アンケート調査】	
【成果・課題】	
	第7条においては、「長久手市議会基本条例の定め」とあるとおり、基本的事項は長久手市議会基本条例で定められております。また、議会基本条例第8条の「市民参加及び市民との連携」では、市民に対する情報発信の定めがあり、本条例の趣旨とも重複する部分があります。 議会基本条例は「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」とあるとおり、議会にて条例の取組の進捗の検討がされと考え、本条文については、議会基本条例の検証の際の取組を引用することとします。
【検証会議の意見】	
市民、市と同様に議会についても「役割及び責務」が定められており、議会の条例に沿った取組、又は、その効果を議会としてどう捉えているか確認する機会があっても良いと思う。	
【今後について】	
本条例の検証における結果を議会に報告するとともに、議会と共に条例の趣旨を共有していきたい。	

第8条 市長の役割及び責務

- 1 市長は、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。
- 2 市長は、市民及び議会と総合計画に掲げる将来像を共有し、その実現に向けて全力を尽くさなければなりません。

【これまでの主な取組】

・各小学校での「まち詩」の啓発(H30)

市内の全小学校の給食時間に一部のクラスにて「まち詩」を市長自ら紹介。その後、意見交換を実施。

・市 HP「によぜがもん(如是我聞)」、広報ながくて「いっぺいといっぷく」の掲載(随時)

講演会等で市長が話したこと、職員が聞きとったことや、市長に随行した職員の所感などを HP 又は広報で掲載。

(みんなまち条例に関する事項の市 HP「によぜがもん(如是我聞)」への掲載)

No.146、No.152、No.156(職員訓示式あいさつ)、No.157(職員仕事始め式あいさつ)、No.158(成人式あいさつ)、No.174(所信表明)

・施政方針を表明

平成31年2月の施政方針については、文章中にみんなまち条例に関する記載。

・「一平さんへひとこと!」市民からの提案・アイデアを募集(通年)

市民からの提案・アイデアを募集。

【アンケート調査】

特になし。

【成果・課題】

市民、議会、市が力を合わせて市民主体のまちづくりを進めていくには、毎年度の市政運営の基本方針や、中長期的な観点から長久手市の進むべき方向を明示していくことが求められる。

【検証会議の意見】

特になし。

第9条 職員の役割及び責務

- 1 市の職員（以下「職員」といいます。）は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、長久手市全体を職場と捉え、積極的に市民と交流・対話しながら課題等を把握し、部署間で連携して解決に努めなければなりません。
- 3 職員は、前2項の役割等を果たすにあたって、自ら必要な能力を高めるよう努めなければなりません。

【これまでの主な取組】

・小さい地域での支え合い活動の推進(市、市民・R4)

住民主体による小地域での支え合い活動の推進のため、丸山住宅、三ヶ峯ニュータウンにおいて、月に1度住民との対話の場をつくっている。その対話の中から、住んでいて感じる課題やみんながやりたい取組がでてきたら、住民主体でそれを実践できるよう、サポートを行う。取組を実践する中で、住民同士で気にし合ったり、日頃からの見守りや支え合いが生まれることを目指している。



三ヶ峯ニュータウンにおいては、月1回の対話の中から、交流できる場づくりとして、月1回のラジオ体操&リクリエーションを行い、子どもから大人までが楽しみながら交流している。



丸山住宅においては、対話が続ける中で、「防災」に関する話題が多くでたため、「丸山住宅防災秋まつり」と題して、安否確認訓練（黄色いタオル）、芋煮炊き出し、新聞紙スリッパづくり等を行い、赤ちゃんからおじいちゃん世代まで多世代が、楽しみながら防災意識を高めた。

・各小学校区毎による地域活動の推進(市、市民・R3、R4)

各小学校区毎に受け持ちの職員を決め、それぞれの地域の課題を地域で解決できるよう、地域の取組を支援や調整。

・まざって長久手フェスタの開催(市、市民・R4)

「みんなが知り合い、まざりあい、つながる楽しさ」を体感できるフェスタを目的に講演会やワークショップを実施。

【アンケート調査】

特になし。

【成果・課題】

積極的に市民と交流・対話することは課題等を把握できるのみならず、市民とのつながりのなかで新たな事業展開が期待できる。また、市民からの声を直接聞くことにより、市民に寄り添った事業を行うことができる。

各課へのヒアリングのなかでは、市民との交流・対話が「一部の市民に偏ってしまう」との回答があり、あらゆる市民との対話・交流を促進することが求められる。

【今後について】

地域課題が多様化するなか、職員としても様々な課題を把握し、かつ、職員としても主体的に行動する力が求められる。市民団体や市民との関わり方は、あらゆる市民団体と関わることにより、理解が深まることが多いため、今後も積極的に市民団体や市民との交流・対話に努め、職員それぞれが市民と関わる経験を積むことが重要である。

【検証会議の意見】

- ・ 市民活動のなかで関わる市の職員は一部に限られてしまう。
- ・ 様々な分野で市の職員と市民との対話が増えていくことが望まれる。

まちづくりの3原則における条例の検証について（第2章）

第2章における様々な取組についてまちづくりの基本原則のそれぞれの観点から確認し、整理します。

情報共有

情報発信の媒体において、アンケートの結果からも広報、ホームページ等も重要であるが、情報技術の発展のなかでアプリ等を活用した情報発信も重要になる。情報媒体等については市の運営する媒体に限らず、「きずなネット」のように事業者が開発した情報発信の媒体等を活用していくことも検討しつつ、市としても変化する情報社会のなかで、SNSを活用した情報発信の方法についても検討していくことが求められる。

また、情報媒体が複数になり、乱立することを防ぐ点においても、情報発信の整理や安心メール、イベントメールの情報媒体を統一する必要がある、また、情報を必要とするであろう方に「配信する」プッシュ型の情報発信についても検討される。

市民参加

市の人口推計では2050年に高齢者の割合は33.5%に増加し、令和2年10月時点の17.2%から約2倍になることが予測される。市民主体のまちづくりを推進する目的としては、30年、40年先の将来の社会問題の複雑化、深刻化に備えることが挙げられる。

そのため、今から若い世代にまちづくりに興味を持ってもらい、継続してまちづくりに関わってもらうことが、将来の課題に向けた市民主体のまちづくりを推進するうえでも重要である。

みんなまちフォーラムの意見のなかでも「主体的なまちづくりの根源は「ワクワクするから」「得意だったから」「好きだったから」「やってみたいから」というシンプルなものである」との意見があった。「まちづくり」というと敷居が高く感じがしてまい、参加することにためらいを感じてしまうことが懸念される。そのため、市民参加の取組を行う際は、参加することに対し、気軽な印象を与えることや、関わることで楽しさを感じられる印象を与えることを意識して取り組むことが求められる。

協働

「市民と市がそれぞれの主体性のもとに協力する事業」のなかで市民主体の取組をより一層推進することが期待される事業については「市民の主体性のもとに市の協力によって行う事業」に転換するよう働きかけていくことが必要になる。

市民に主体性を移す際は、市民との対話を行いながら職員としても全体をとおしたコーディネートが必要であり、そのことは容易でない場合も多い。

そのためにも職員が積極的に市民と関わるなかで経験を積み、主体性を市民に担ってもらうようコーディネートする力を高めていくことが求められる。

【検証会議の意見】

特になし。

第3章 市民主体のまちづくり

第10条 市民参加及び協働

- 1 市は、計画の立案、実施及び評価の過程において、多様な市民参加の機会を保障し、得られた意見等を市政に反映するよう努めます。
- 2 市民、議会及び市は、未来のまちづくりの担い手として、子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに努めます。
- 3 市民、議会及び市は、協働を進めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。

【これまでの主な取組】

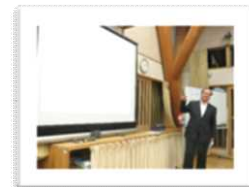
計画策定で実施した各課の取組

	市民の意見 を取り入れた取組 を行っている計画数	意見交換会 懇談会 (回数)	発表会 イベント (回数)	講演会等 (回数)	総数 (回数)	パブコメ実施 計画数
H30年度 計画策定数 5つ 第2次地域福祉計画、地域自殺対策計画、教育振興基本計画、男女共同参画基本計画、里山基本計画、市役所等公共施設整備基本計画	5つの計画で実施	16	8	2	26	3つの計画で実施
R1年度 計画策定数 4つ 緑の基本計画、子ども・子育て支援事業計画、スポーツ推進計画、景観計画、景観計画	4つの計画で実施	29	9	0	38	4つの計画で実施
R2年度 計画策定数 4つ 多文化共生推進プラン、ながふく障がい者プラン、地域包括ケアみらいスケッチ、環境基本計画	4つの計画で実施	21	6	2	29	4つの計画で実施
R3年度 計画策定数 1つ 長久手市食育推進計画	1つの計画で実施	2	0	0	2	1つの計画で実施

・里山基本計画策定のための取組(市、市民・H30)

里山見学会、里山講演会を実施。今後の活動について意見交換を実施。

☞ ワークショップ 5回、里山現地見学会 1回、里山講演会 1回



・景観計画策定のための取組(市、市民・H30、R1、R2)

まち歩きや先進地の見学会を実施。景観まちづくりの市民活動・協働について市民同士で話し合いを実施。

☞ ワークショップ 5回、まち歩き 3回(5地区で実施)
先進地見学会 1回



・環境基本計画のための取組(市、市民・R1、R2)

市民の主体的な行動を促し、自分ごととしてもらえる市民を増やすため、ワークショップや見学会を実施。

☞ ワークショップ&見学会 4回、SDGs カードゲーム 1回



・地域協働計画改訂のための協働を考えるワークショップの取組(P22参照)

・市民の意見等に関する事項について計画に記載した取組(市・通年)

多文化共生推進プランでは、市民の意見のどの意見をどの施策に反映させたかを表記。景観計画では、市民よりまちの絵、まちの写真コンテストで募集したイラストや写真を景観計画の中に取り入れた。

市民主体の計画づくりを後押しするための取組

・市民主体の計画づくりにおける取組(市・毎年度)

年度初めに策定又は改訂を予定する計画を広報で周知するとともに、計画づくりに興味を持っていた市民に対し、氏名、住所等を登録する制度を実施。登録いただいた方には計画づくりのワークショップ等に関する情報を発信。また、計画づくりのためのワークショップ等の取組を広報で周知。



・みんなまち条例を踏まえた計画等策定チェックリストの作成(市・R3)

計画等の策定において、策定の準備段階からみんなまち条例を意識し、策定作業に取り組めるよう、チェックリストを作成。

・「長久手市みんなであつくるまち条例に基づく計画等策定ガイドライン～市民主体のまちづくりを進めるために～」の作成(P11参照)

子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに関する取組

・キッズ消防団の活動

防火防災に関する知識と技術を習得するとともに、各種訓練や活動などを通じ、各々が人を思いやり、助け合う気持ちを持ち、地域防火・防災の担い手を育成することで、将来の消防団の入団につなげることを目的に設立。

・認知症サポーター養成講座を小・中学校及び児童館等で実施

認知症のことを正しく理解し、認知症の方やご家族を暖かく見守る応援者を増やすため、認知症サポーター養成講座を実施。子ども向け講座については、時間を短めにして、子ども向けに作成されたテキストを用いて、認知症とは何か、認知症の人の気持ちを学ぶ講座を実施。



・子ども議会の開催(P22参照)

人を集め、対話を行った取組

・議会報告会(P18参照)

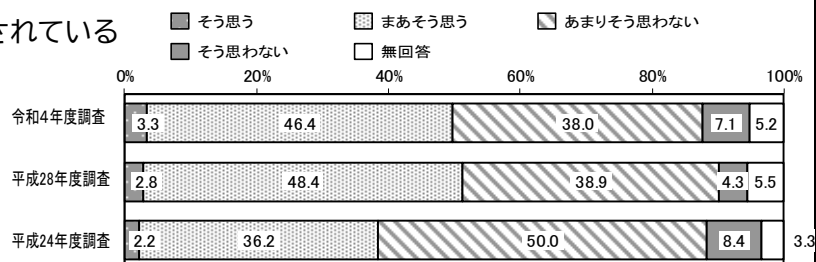
・まちづくりを考える場(みんなまちフォーラム)の開催(P27参照)

・まごって長久手フェスタの開催(P31参照)

【アンケート調査】

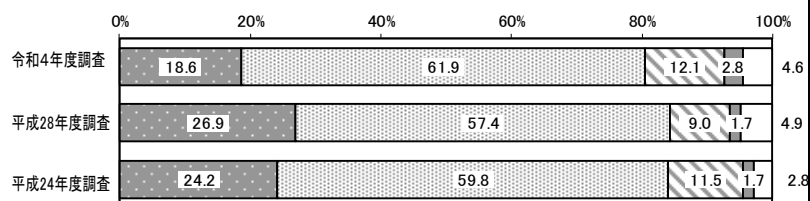
○市政には市民の意向が反映されている

「そう思う」と「まあそう思う」の合計(49.7%)が前回調査(51.2%)より1.5ポイント少なくなっている。



○子どもがまちづくりに参画する機会が市は充実している

「そう思う」と「まあそう思う」の合計(80.5%)は前回調査(84.3%)より3.8ポイント少ない。



【成果・課題】

主に計画に関する事項

成果

- ・市民同士で環境について話し合い、「△△さんがやっているなら、私も取り組もう」という発想にたどり着く参加者が多く、市民のつながりが重要であることが分かった。
- ・各回のワークショップで、各グループのメンバーを入れ替え、毎回自己紹介の時間を設けたことにより、市民同士の新たなつながりが生まれた。

課題

- ・ワークショップの参加者が、自分の発言した意見が取り入れられている実感が持てるように意見をまとめることが難しい。
- ・周知活動に力を入れても、企画自体に魅力がないと人が集まらない。
- ・誰でも参加できるようにすることは必要だが、毎回のワークショップに参加していただけないと、議論の積み上げが難しい。

主に子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに関する事項

成果

- ・児童が描いたイラストが多くの人目に触れることとなり、当該児童の喜びややりがいにつながった。

課題

- ・単にイベントで子どもたちに参加してもらうのではなく、子どもたちが主体的になれるイベントや事業を行うことが難しい。

【今後について】

主に計画に関する事項

市民からの意見聴取を実施しながら計画策定に取り組んでいるが、ワークショップ等での意見がどう計画づくりに関わっているのかが把握しづらいことが課題である。参加した市民が計画づくりに関わったことの達成感や充実感が得られるような取組が必要となる。

また、計画づくりにおけるワークショップ等は市民からの意見を伺うことだけでなく、市民が計画に関係する活動を始めのキッカケになることが期待される。意見聴取が前提ではあるが、まち歩きや見学会等の市民が参加したくなるような観点で企画することも必要である。

主に子どもがまちづくりに参加することができる環境づくりに関する事項

防災や認知症等、まちが抱える課題について子どもが知ること、体験することは重要である。今後も引き続き、子どもがまちづくりに関心を持てるような取組が推奨される。

【検証会議の意見】

- ・自治基本条例では、理念を定めるものに対し「市民参加条例」で具体的な手法について定められている。長久手市においても「長久手市みんなでつくるまち条例に基づく計画等策定ガイドライン」をもとに「市民参加条例」を制定することで、より一層のみんなまち条例の推進につながると思われるため、検討いただきたい。
- ・子どもたちの考える力を育むことが重要であり、子どもたちが自ら主体となって考える機会を大人たちがサポートしていくことが必要だと考える。

第11条 市民のまちづくり

- 1 市民は、次に掲げる活動に積極的に参加することにより、まちづくりに取り組みます。
 - (1) 身近な地域におけるよりよい暮らしの維持及び向上のために自治会その他これに類する地域活動団体が行う活動
 - (2) 地域社会の発展のために市民活動団体その他これに類する団体が行う活動

【社会情勢における変化】

新型コロナウイルス感染症の拡大による行動制限

【アンケート調査】

市民アンケートにおける調査結果はP40の「第11条に関連する市民アンケート調査結果」を参照

【アンケート結果の概要】

- ・地域活動への参加市民は、平成28年に比べると減少している。
- ・年齢別でみると「参加した」と回答した割合は70歳以上、60歳代、40歳代が全体より多い
- ・地域活動に「参加した（参加している）」理由について一番多いのは「当番が回ってくるから」
- ・地域活動に「参加していない」理由について一番多いのは「仕事が忙しいから」
- ・コロナ禍を経た意識の変化について友人や知人と交際・会食は「減ると思う」の回答が多い
- ・コロナ禍を経た意識の変化についてボランティア・社会参加は「増えると思う」の回答が多い傾向にある（「減ると思う」の回答よりも多いため）
- ・コロナ禍を経た意識の変化について近所づきあいは「必要性を感じるようになった」の回答が多い傾向にある（「必要性を感じなくなった」の回答よりも多いため）

【自治会加入率について】

長久手市におけるR4.4.1時点の自治会加入率は51.4%。

※近隣市町：日進市 72.7%（R4.3月末時点）、尾張旭市 58.4%（R4.6.1時点）、
瀬戸市 69.9%（R4.4.1時点）

【今後について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市民活動が制限され、市民が地域活動団体や市民活動団体に参加する機会が減少したと思われる。

また、自治会加入率も減少傾向にあるなか、自治会加入の促進が求められる。

ただアンケート結果より、「友人や知人と交際・会食」は減少する傾向にあるものの「ボランティア・社会参加」及び「近所づきあい」はコロナ禍の環境で必要性を感じようになった市民もいることが把握できた。

災害等の緊急の際には、すぐ近所の方を気にかける、助け合える関係が築かれていることが重要になるため、近所づきあいが増えることが期待されるとともに向こう三軒両隣のつながりづくりを育むことが求められる。

【検証会議の意見】

- ・地域活動への参加に関するアンケートでは、40代が多い傾向にある。子どもを通じて地域の活動に関わった市民が、そのまま、まちづくりの担い手になっていけば、より活気のあるまちにつながると考える。

- 昔に比べ、プライベートなことも共有するような深い近所付き合いを好まない方が増えていると思われる。程よいお付き合いが、居心地が良いと感じる市民もいるなかで、理想とするまちづくりを目指していく必要があると考える。

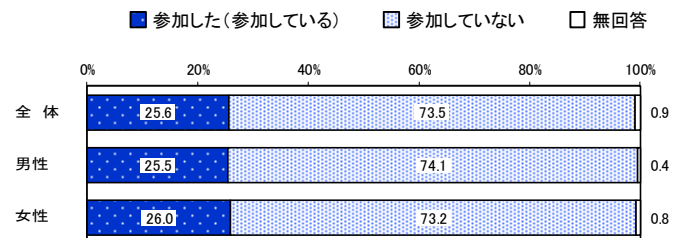
第 11 条に関連する市民アンケート調査結果

第 11 条に関連するアンケート項目は下記のとおりです。

あなたやあなたのご家族は、過去 3 年以内に地域を盛り上げたりしていくための活動スタッフとして参加したことはありますか。

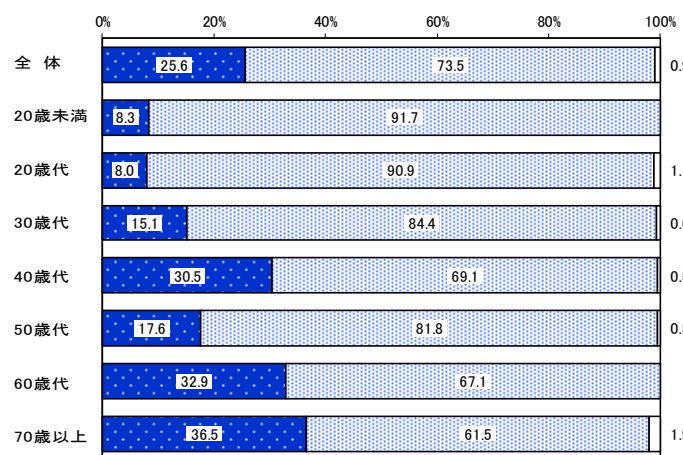
性別

性別でみると、大きな違いはみられない。



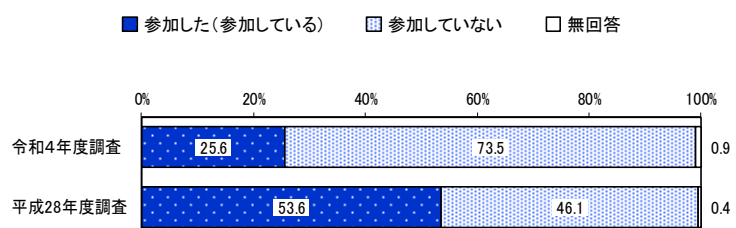
年齢別

年齢別でみると、「参加した」は 70 歳以上(36.5%)、60 歳代(32.9%)、40 歳代(30.5%)で全体より多い一方、20 歳代では 8.0%と全体より 17.6 ポイント少ない。



経年比較

平成 28 年度調査と比較すると、「参加した(参加している)」が前回より 28.0 ポイント減少あり、「参加していない」が 27.4 ポイント増加している。



「参加した（参加している）」理由は何ですか。

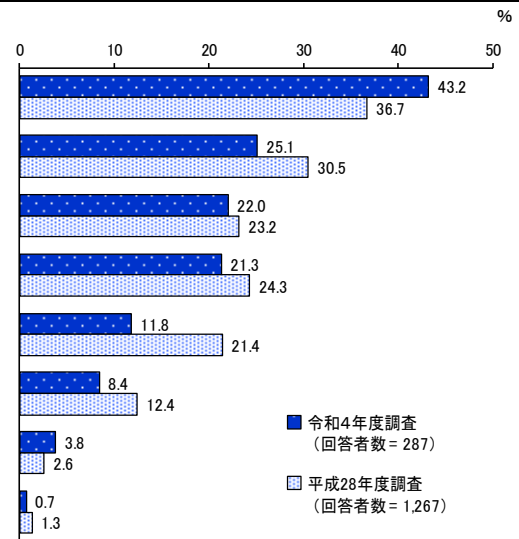
（前項目の質問の項目で「参加した（参加している）」と回答した方のみ回答）

経年比較

平成 28 年度調査と比較すると、「当番で回ってくるから」（43.2%）が前回調査より 6.5 ポイント増加している。

一方、「地域住民として地域の活動に参加することは当然の義務だから」（25.1%）が 5.4 ポイント、「興味のある活動が地域にあるから」（11.8%）が 9.6 ポイント減少している。

当番で回ってくるから
地域住民として地域の活動に参加することは当然の義務だから
地域のことはできる限り地域が役割を担うべきと考えるから
仲間とのふれあいが楽しいから
興味のある活動が地域にあるから
地域での役割や居場所が実感できるから
その他
無回答



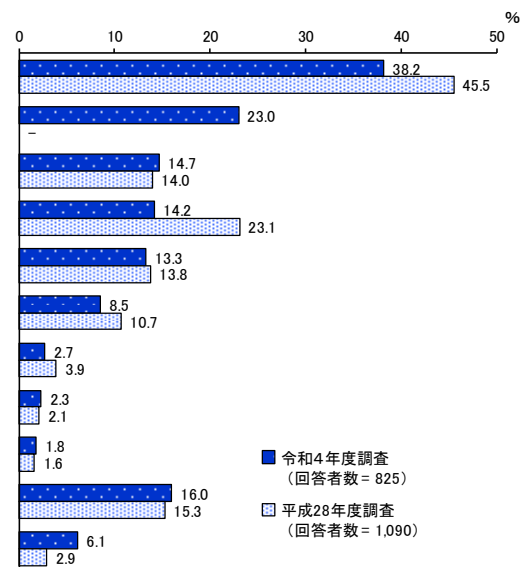
「参加していない」理由は何ですか。

（前項目の質問の項目で「参加していない」と回答した方のみ回答）

経年比較

平成 28 年度調査と比較すると、「仕事が忙しいから」（38.2%）が 7.3 ポイント、「興味のある活動が地域にないから」（14.2%）が 8.9 ポイント減少している。

仕事が忙しいから
新型コロナウイルス感染症の影響のため
地域の活動に関わるのが面倒だから
興味のある活動が地域にないから
家族の世話で家を空けられないから
健康面の理由で参加することができない
長久手以外の地域で活動しているから
地域のこともできる限り行政が担うべきと思うから
地域に愛着が持てないから
その他
無回答

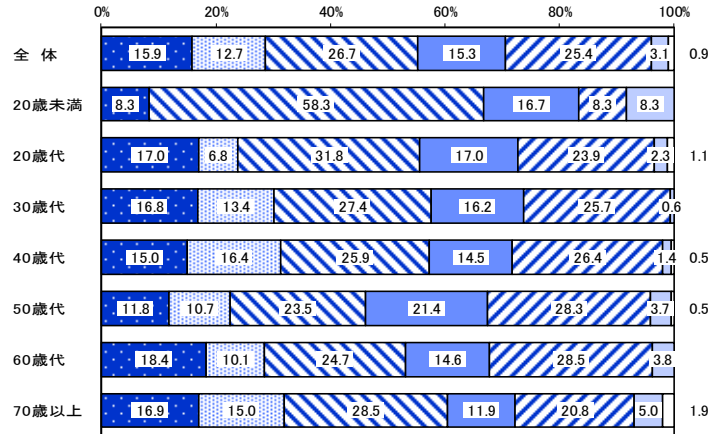


ご自身の「活動」や「場所への外出」などに対して新型コロナウイルス感染症流行前と新型コロナウイルス感染症収束後とを比べてどのような意識の変化があると思いますか。

友人や知人と交際・会食

- 増えると思う
- 変わらない
- 減ると思う
- やや増えると思う
- やや減ると思う
- この行動を行ってなかった
- 無回答

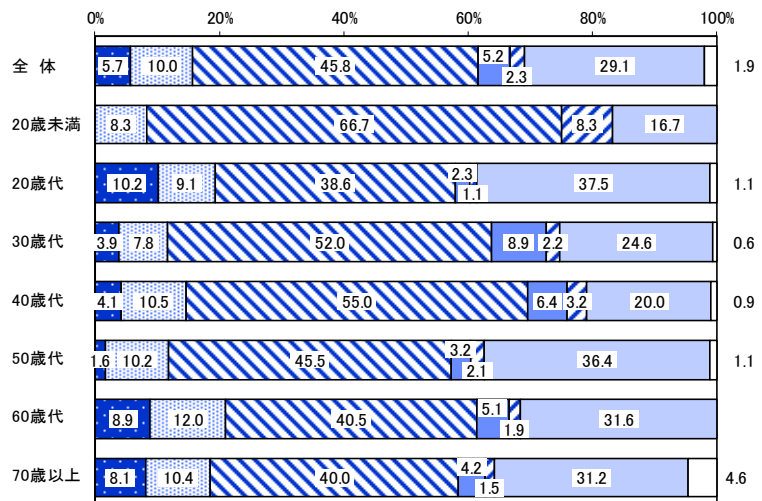
○どの年代も「変わらないが」多いが次いで「減ると思う」が多い。
○50歳代、60歳代においては「変わらない」よりも「減ると思う」が多い。



ボランティア・社会参加

- 増えると思う
- 変わらない
- 減ると思う
- やや増えると思う
- やや減ると思う
- この行動を行ってなかった
- 無回答

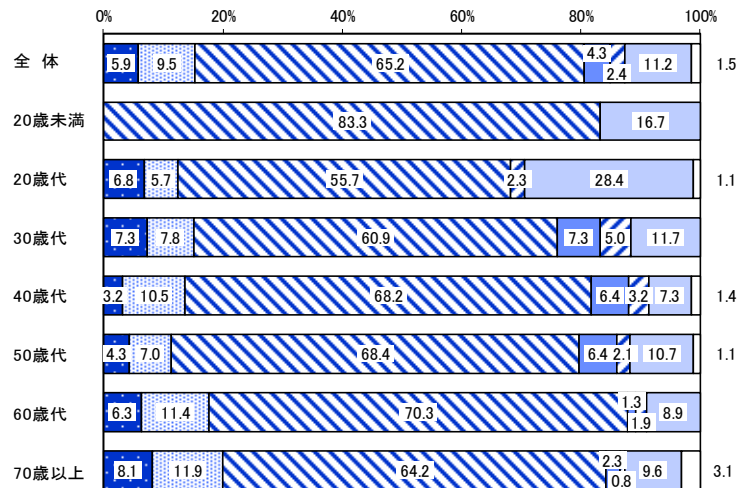
○全体的に「変わらないが」多いが次いで「この行動を行ってなかった」が多い。
○全体的に「やや減ると思う」「減ると思う」よりも「やや増えると思う」「増えると思う」が多い。



近所づきあい

- 必要性を感じるようになった
- 変わらない
- 必要性を感じなくなった
- やや必要性を感じるようになった
- やや必要性を感じなくなった
- この行動を行ってなかった
- 無回答

○全体的に「変わらないが」多いが次いで「この行動を行ってなかった」が多い。
○全体的に「やや必要性を感じなくなった」「必要性を感じなくなった」よりも「やや必要性を感じるようになった」「必要性を感じるようになった」が多い。



第12条 まちづくり組織

- 1 市は、概ね小学校区単位の地域で、市民自身が暮らす当該地域のことを考え、主体的に実行できるよう、地域の市民と協議しながら、その仕組みをつくるよう努めます。
- 2 市民は、概ね小学校区単位の地域で、地域活動団体、市民活動団体その他の団体及び個人が連携し、対話しながら当該地域固有の課題解決に向けて取り組む組織（以下「まちづくり組織」といいます。）を設置することができます。
- 3 まちづくり組織は、市民に開かれたものとし、地域のあるべき将来像をつくり、その実現のため継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。
- 4 市民は、課題を共有し、協働して解決していくため、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。

【これまでの主な取組】

・まちづくり協議会の設立について(市民)

現在、西小学校区と市が洞小学校区にまちづくり協議会が設立。

まちづくり協議会とは…小学校区単位で地域の課題を地域一体となって解決するため、自治会のほか、地域に根ざした子ども会やシニアクラブ、企業、NPO 法人、各種活動団体などをネットワーク化した組織。

・まちづくり協議会の設立に向けた取組(市、市民)

北小学校区では、協議会設立準備会を平成30年より設立し、まちづくり協議会の担うべき役割や認識の共有を重ね、「防災・防犯」「子育て」「支え合い交流」「みどり・自然」の4部会をつくり、目の前にある困りごとに対応しながら実績を積み上げることにした。

南小学校区では、南小学校区共生ステーションの利用方法を考える会を令和3年に立ち上げ、まちづくり協議会の基となる組織につなげるため、市民ワークショップを行い、共生ステーションの利用方法を市民主体で考え、利用規約を改定した。

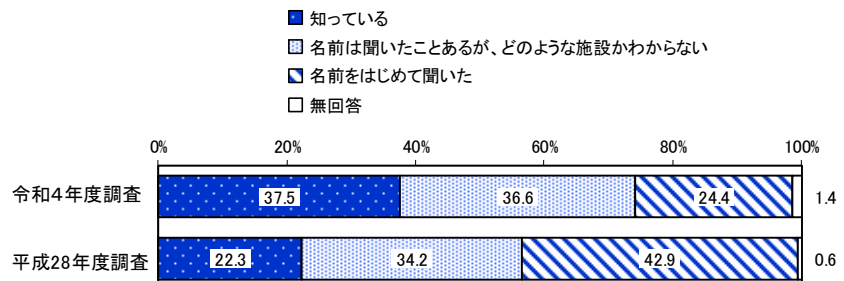
・地域共生ステーションの整備(市、市民)

地域で気軽に集い、語らい、地域の様々な課題に対する取組を行うための拠点となる「場」として、市内で4つの地域共生ステーションを整備。

【アンケート調査】

○「地域共生ステーション」の認知度について

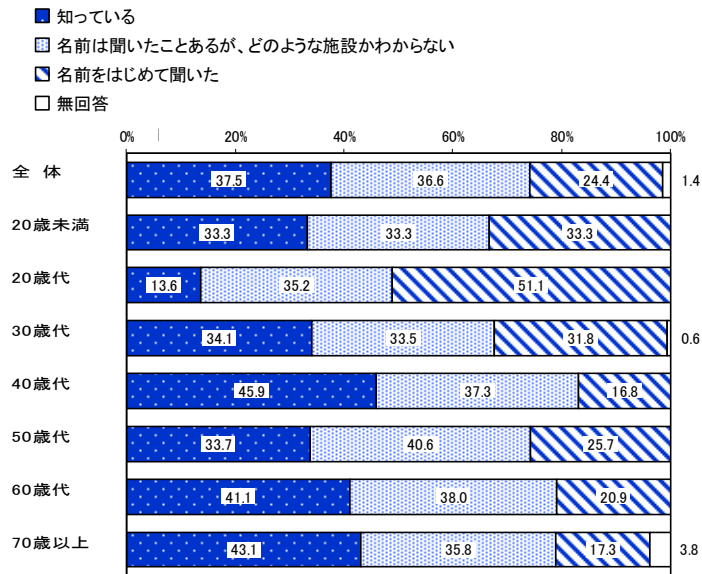
「知っている」(37.5%)は平成前回調査(22.3%)より15.2ポイント多くなっている。



【年齢別】

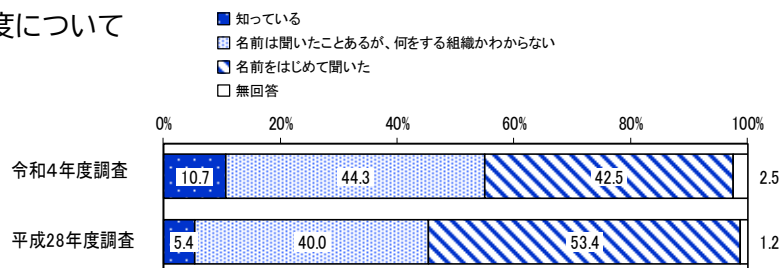
○年齢別でみると、「知っている」は40歳代、60歳代、70歳以上でそれぞれ45.9%、41.1%、43.1%と4割を超えている。

○20歳代では「名前をはじめて聞いた」が51.1%と半数を占める。



○「まちづくり協議会」の認知度について

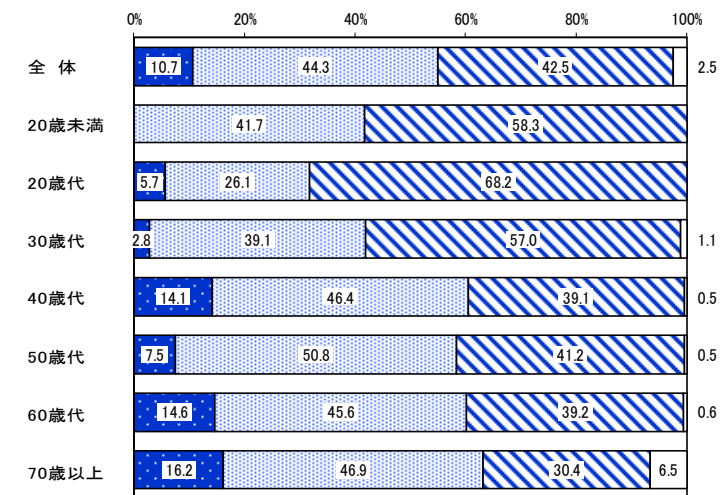
「知っている」(10.7%)は前回調査より5.3ポイント多くなっている。



【年齢別】

○年齢別でみると、おおよそ年齢が高くなるほど「知っている」と「名前は聞いたことがあるが、何をする組織かわからない」の合計が多くなっている。

○20歳代では「名前をはじめて聞いた」(68.2%)が約7割となっている。



【成果・課題】

成果

- ・西、市が洞小学校区の地域でまちづくり協議会を設立した。
- ・西、南、北、市が洞小学校区の地域で共生ステーションを整備した。
- ・「地域共生ステーション」の認知度及び「まちづくり協議会」の認知度が上昇した。

課題

- ・条文では概ね小学校区単位の地域でまちづくり組織の仕組みづくりを目指しているが、小中学校区の区域と既存の自治会の自治区の区域が異なることにより、活動地域を分断してしま

う。

- 地域毎で地域組織の成り立ち、特性等が異なるため、地域に合った概ね小学校区単位の地域でのまちづくり組織の設立が求められる。
- 行政から小学校区単位のまちづくり組織の設立について働きかけを行うなかで、市民主体の組織の形成が難しい。

【今後について】

北、南小学校区ではまちづくり協議会の設立を目指すとともに、東、長久手小学校区の地域では既存の地域活動団体と市民活動団体をつなげ、概ね小学校区単位によるまちづくり組織の設立の準備会の基盤づくりを目指す。

【検証会議の意見】

- 地域共生ステーションの貸部屋が活発に利用されており、コロナ禍の終息とともに市民活動が活発になってきている。
- 地域共生ステーションでは、市の職員やCSWが市民と交流している姿を見かける。
- 地域で本来のまちの課題や対応を考える機会が減っている印象を受ける。例えば、災害等の対策について、いざという時には向こう三軒両隣の助け合いが必要になるが地域で考えることができているか、疑問に思う時がある。
- 昔に比べ、プライベートなことも共有するような深い近所付き合いを好まない方が増えていることは事実であり、そういった環境に合わせて、気軽に参加できるような「弱いつながりづくり」も必要と考える。

第13条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の役割

地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織は、自らの活動への参加を促し、まちづくりの担い手の発掘及び育成を行うため、活動内容及び運営状況を明らかにし、市民の理解及び共感を得るよう努めます。

【これまでの主な取組】

地域活動団体による活動

自治会・区会では、校区運動会や盆踊り、お祭りなどを通して、地域のつながりを強めることで、地域における様々な問題解決に取り組む。自治会・区会によっては加入率促進のため、チラシを作成し未加入の世帯に配布することや自治会活動の周知に取り組む。

・クリザンテームヒルズにおける自治会ホームページによる情報共有

クリザンテームヒルズ(前熊一ノ井地区)では、自治会のホームページを設立。自治会独自で取り組む防災訓練等、情報をホームページで周知。集会所の予約状況等もホームページ上にリアルタイムで周知。

市民活動団体による活動

・NPO法人ながいくの活動

「みんなが、みんなの子どもを育てる社会」を目指し、地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりとしての「子ども第三の居場所」の取組や子ども食堂、イベント等を実施。イベント等の周知についてはLINEを活用して実施。

・草掛防犯ガード隊の活動

草掛地域を中心に子どもの登下校の見守りや防犯パトロール等を実施。

防犯に関する活動に加え、災害時における地域住民の安否確認の訓練を行うなど、防災活動も実施。「草掛防犯ガード隊 便り」と題して、団体の活動について地域住民にチラシを配布。

・香流川をきれいにする会の活動

月に1度、香流川をきれいにするため、香流川沿い(新富士浦橋～下川原橋)を歩きながらゴミ拾いを実施。年に数回、自治会や市と共催で地域の方にも参加いただく形で清掃活動を実施。

・ボクラモの活動

学生や若者の持つ「知識」や「ノウハウ」を活かし、まちの課題を解決していくこと、そして学びを実施することで、共に活動する学生や若者の能力向上、将来の可能性を広げることを目的に活動。令和4年12月には市が洞小学校でランタンを打ち上げるイベントを学生団体や地域の方と共に開催。

まちづくり組織による活動

まちづくり協議会では、防災・防犯、子育て、福祉、環境分野において、地域の課題を捉え、その解決のため、既存の地域活動団体や市民活動団体と協働し、事業の実施を支援している。

・西小学校区まちづくり協議会の主な活動

防災委員会を立ち上げ、イベント時に防災啓発コーナーの実施や防災についての情報提供を目的にチラシを作成(R4)。

地域住民とのつながり、交流の場、まちづくり協議会のPRとしてまち協フェスティバルを実施。普段、共生ステーションで活動する市民活動団体が活動をPRしたり、地域住民による演奏会を実施。(H30、H31、R4)

安全なまちづくりのため、安心安全課から青色パトロール車を借用し、月1回防犯パトロールを実施。(R4)

・市が洞小学校区まちづくり協議会の主な活動

防災分野において、自治会長等を交えた地域防災ローカル会議を開催(R4)。

子育て分野において、PTAと協力し、子ども110番の場所を巡るウォークラリーを計画。

また、学区内の事業者に働きかけ、下校時の小学生の見守りを実施。(R4)

地域住民とのつながりを深めるため、共生ステーションまつりを開催。開催にあたっては、市民活動団体に加え、近隣大学の学生に協力を依頼。(R4)

活動の周知の取組

・ホームページによる活動の公表

まちづくり協議会のホームページを立ち上げ、まちづくり協議会の位置づけ、取組の方針を公表するとともに定例会の議事録を公表。活動の記録等をホームページで周知。

・広報による周知

市の広報誌にまちづくり協議会に関する記事を載せる「地域の掲示板」のコーナーを設置。毎月まちづくり協議会の活動を啓発。

【アンケート調査】

- ・市民活動団体及び地域活動団体へのアンケート調査結果については参考資料を参照。

【成果・課題】

成果

- ・様々な分野の団体で活動を周知する取組がみられる。
- ・一部の共生ステーションにおいては、団体交流会を開催し、団体同士で連携事業等の実施が行われた。
- ・市民活動団体、民生委員等がまちづくり協議会と連携し、防災に関する取組が進められている。
- ・「地域共生ステーション」の認知度及び「まちづくり協議会」の認知度が上昇した。

課題

- ・共働きの増加等、様々な要因から30代、40代の地域活動への参加が難しくなるなか、仕事や家庭で定期的な会合等への出席が難しい方でも参加ができるような関わり方、仕組みづくりを検討していく必要がある。
- ・地域の多くの地域活動団体、市民活動団体同士がつながり、話し合うことで課題の解決に導くことにつながる。そのため、より団体のつながりづくりを進める必要がある。
- ・地域活動の実施において、地域住民全体を巻き込んだ取組が求められるところだが、住民の

なかには地域活動に前向きでない市民の方もあり、地域活動の負担が一部の住民に限られてしまう。
【今後について】
・活動する負担の軽減、活動の継続性、均等な地域住民の意見集約の観点からも、多くの市民が活動に関わってもらうことが求められる。そのため、今後とも活動の啓発及び活動への参加の呼びかけに関する取り組みが求められる。 ・地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会が連携し、各団体がネットワークを広げていくことで、実施したくてもできなかった活動の実現や解決できなかった課題の解消等、各団体同士が協力することが求められる。
【検証会議の意見】
・自治会でホームページを立ち上げ、集会所の管理を行う等、デジタルを活用した取組は素晴らしいことだと思う。 ・自発的な自治会の活動のなかで「みんなち条列があったから」等の経緯があるとより良い。 ・自治会の加入率は地域によって差があり、自治会の活動が盛んな区域もある。市は「まちづくり協議会」の活動に意識が向いている印象を受けるが、条例制定前から活動してきた自治会の活動もまちづくりのなかで重要な活動である。

第14条 地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織への支援

議会及び市は、地域活動団体、市民活動団体及びまちづくり組織の自立性を尊重し、その力が最大限発揮されるよう必要に応じて支援します。

【これまでの主な取組】

- ・協働まちづくり協働活動補助金事業(P22参照)
- ・市民活動災害補償保険制度(市・通年)
市民活動団体の活動中のケガ等に対して保険が適用される仕組みを作り、安心して市民活動に取り組めるよう支援。
- ・市民活動団体への相談支援(市・通年)
市民団体からの市民活動における困り事等について、まちセンコーディネイターによる相談支援を実施。
- ・まちづくり事業交付金(市・通年)
まちづくり協議会の運営及び協議会が行う事業について支援。
- ・コミュニティ活動事業費補助金(市・通年)
自治会連合会等の地域活動団体が行うコミュニティ活動について支援。
- ・スマイルポイント事業の実施(市・通年)
市内福祉事業所におけるボランティア、市主催行事等への参加及び市民団体が自主的に実施する奉仕活動に対してポイントを付与し、貯まったポイントを図書カード等への交換。
- ・まざってフェスタによる市民活動団体の交流(市、市民・R4)
地域で活躍する様々な団体の紹介パネルを展示。集まっていたいただいた地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会の方との交流会を実施。
- ・市民活動交流会(まち活パーティ)の実施(市、市民・年1回)
市民活動に取り組む方の交流を目的にまちづくりセンターにて交流会を実施。誰でも気軽に参加しやすい環境づくりを心がけ、楽しく交流できることを目的に実施。
- ・ふるさと応援活動支援事業補助制度(ガバメントクラウドファンディング)(市・R2 から)
市内で活動する団体が行う事業に対し、市が補助金を交付することを目的として寄附を募る。集まった寄附金から返礼品や事務費相当分を差し引いた額(寄附金の50%)を補助金として団体に交付。
- ・議会における議案、予算の可決(議会・通年)
市民主体のまちづくりのための施策や市民団体への補助制度等に関する予算について、議員は市民の様々な意見の反映が求められるなか、議会審議により必要性が精査され、市民主体の方針に沿った事業の執行や補助制度等の実施がされている。

【アンケート調査】

- ・市民活動団体及び地域活動団体へのアンケート調査結果については参考資料を参照。

【成果・課題】

成果

- ・市民活動団体へのアンケートでは「経済的支援」「場所の提供」「ノウハウの提供」等、様々

な支援に関する回答があった。

- ・活動を行う方々が交流できる場や相談できる体制づくりを実施した。
- ・ふるさと応援活動支援事業補助制度を活用し、郷土史研究会や保護猫団体（にゃんこサポート長久手）への寄附を募ることができた。

課題

- ・補助金の補助期間の終了に伴い、団体活動が終了することがある。補助金が前提の活動ではなく、それぞれの団体が継続的に活動できるよう団体活動の自立に関する支援が求められる。
- ・趣味のための個人的な活動と行政が支援すべき公共性のある活動かどうかの境界が曖昧となることがあるため、どの基準で線引きをするのかの判断に迷うことがある。

【今後について】

市民団体へのアンケート調査では行政に求める支援の方法について「団体に対する経済的支援（補助金等）」の回答が多いため、今後も引き続き、適切な経済的支援は継続する必要があるが、経済支援にも限界があることや補助金が前提の団体運営においては継続的に活動が難しい傾向にある。今後も、継続的な活動支援のために各団体のノウハウを共有する目的での交流会や市民団体からの相談支援等を行っていく必要がある。

【検証会議の意見】

- ・市民団体で取り組む方々にとっては活動するうえで財政的な問題が大きい。
- ・市の取り組む協働まちづくり補助金があるが、10万円の制限や年に1度ということもあり、柔軟な活用ができない部分もある。
- ・クラウドファンディング等の制度については、中々敷居が高く手を出しづらい。

第15条 住民投票

- 1 長久手市に関する特に重要な事項について、市民、議会及び市が対話を重ね、十分な議論をしてもなお、住民の意思を直接確認する必要があるとき、市長は、その都度定める条例に基づき、住民投票を実施することができます。
- 2 市民、議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【住民投票制度の個別型と常設型について】

住民投票制度とは

通常、住民投票とは、その根拠として、地方自治法第12条、74条に規定される「住民による条例制定又は改廃の直接請求権」に基づくものであり、住民からの「住民投票条例の制定請求」により、個別案件毎に議会の議決を経て実施されるものである。

現在、制度化されている住民投票は、自治基本条例等において、この自治法に基づく【個別型】の規定が一般的であるが、別途、一定の住民発議の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施される【常設型】がある。

1 個別型（議会による個別条例制定により実施されるもの）

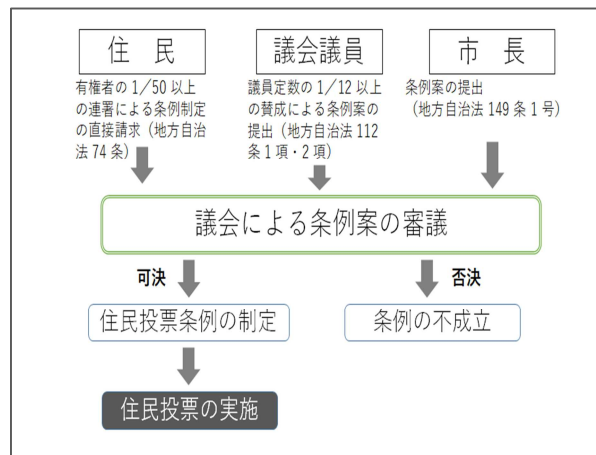
（参考）地方自治法（要約）

第12条

○普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、当該地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収・分担金、使用料・手数料の徴収に関するものを除く）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第74条

○普通地方公共団体において選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から長に対し、条例（法12条に定めるものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

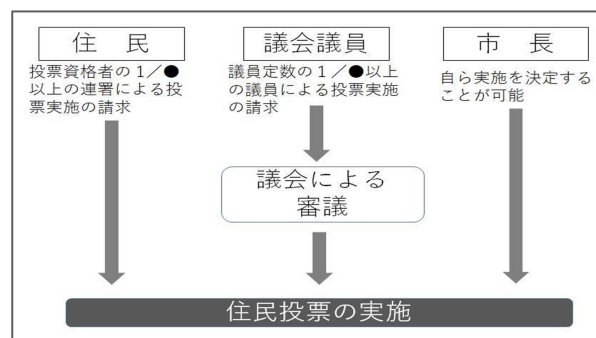


2 常設型（事案ごとに議会の議決を経ず、住民発議により実施されるもの）

（参考）高浜市自治基本条例（要約）

第12条

○第3条 投票資格者名簿の登録が行われた日において当該投票資格者名簿に登録されている者は、市政運営上の重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。



みんまち条例では、いわゆる個別設置型の住民投票制度について定めている。

【現状について】
・ 条例制定から現在において個別型の住民投票を求める事案なし ・ 令和 4 年 4 月 1 日時点で愛知県内の常設型の住民投票条例が制定されている自治体は 5 4 のなかで 5 市町（高浜市、新城市、日進市、大口町、東浦町）。
【今後について】
住民投票制度は、市政に民意を反映させる制度である「間接民主主義制度（市長や議員など、市民の代表者が決定を行うこと）」を補う制度。万が一、市民に重大な影響を及ぼす事項（合併、原子力発電所、公共施設等）や、市民の意見が大きく分かれるような政策があったときに初めて、地方自治法で定められている住民投票制度を活用して、直接民意を聞くことで、重要な政策の決定や実施に係わる議論を活性化することが可能。 しかし、大前提として、より安定性の高い政策の決定や実施ができるよう、合意を図っていくことが大切であると考える。 本条例第 1 0 条第 3 項では「市民、議会及び市は、協働を進めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、対話を繰り返すよう努めます。」と定めがある。市、市民、議会が対話を繰り返し、協働で進めるまちづくりを謳っていることから、段階を踏んで実施される個別設置型の住民投票制度は、条例の趣旨に沿った制度とも考えられる。 条例制定から現在まで、個別型の住民投票を求める事案がないこともあり、今回の検証では、現状の条文のままとし、個別設置型の住民投票制度について定めるものとする。
【検証会議の意見】
・ 従来のように市民が投票所に行って、投票用紙に名前を書いて投票するというやり方ではなく、インターネットの活用等、デジタルを活用した取組も必要であると思う。 ・ 住民投票は良い制度だと思うが、認知度が低いように感じる。多くの市民が制度自体を認知することも必要だと考える。

まちづくりの3原則における条例の検証について（第3章）

第3章における様々な取組についてまちづくりの基本原則のそれぞれの観点から確認し、整理します。

情報共有

計画づくりのワークショップ等の実施では、市民の意見を伺うもののそこでの意見がどう計画に反映されているのかが把握できない場合がある。

第10条の中でも「得られた意見等を市政に反映するよう努めます」とあるので計画づくりに参加した市民が充実感を得られるよう、計画の中で市民の意見に関する記載を反映させるよう努めることが求められる。

また各種団体へのアンケートの中には「活動への理解が足りない」等の意見があった。お互いの取組を理解すること、お互いの取組を尊重し合うことで活動しやすい環境づくりにつながる。そのためには、自らの活動の情報発信を行うこと、他の活動の声を傾聴することが求められる。

市民参加

市民、議会及び市が進めるまちづくりにおいては、市民の参加を得て進めることが求められるが、共働き世帯が増えていること等の要因から、時間的な余裕がない方が多い。そのなかで定例会への出席や参加することへの負担を懸念し、活動に参加することを躊躇する方も多いと思われる。30代、40代の世代も地域活動等に参加してもらえよう、協力できる範囲での参加や時間の余裕がある時だけ参加できる工夫等により、様々な事情の方が参加しやすい体制を検討していくことが求められる。

また条例では概ね小学校区単位でのまちづくり組織の仕組みづくりを進めていくことが示されているが、緊急時にお互いが支え合い、乗り越えていくためには、向こう三軒両隣のつながりづくりを育むことが求められる。

協働

活動団体にはそれぞれの特性・長所がある。地域活動団体やまちづくり組織では地域とつながりを持っていること、市民活動団体の中には豊富なアイデアやノウハウを持っている団体がいる。お互いが協働することで相乗効果を生み、活動を進めるうえでの課題の解決やより良い取組につながる。

【取組事例：ボクラモによる「クリスマスランタンナイト」の開催】

市の補助金を活用し、市民団体ボクラモを主体に市が洞まちづくり協議会や愛知淑徳大学の学生と共同企画でランタンを打ち上げるイベントを実施。親子二世帯や親子三世帯など、総勢74組が参加。



活動団体がそれぞれ抱えている課題（地域の子育て世帯なども組織を知ってほしい、まちづくりに関わって欲しい等）の解決や実現したいと思ってもなかなか取組が実行できないこと（地域の人に参加したくなるような企画運営等）を各団体が協働することで課題の解決や取組につながることを期待される。今後も各種団体の協働での取組が推奨される。

【検証会議の意見】

- ・ イベント等があったとしてもそのイベントの情報を知らなければ参加することができない。
「ホームページで周知しています」では、市民まで情報が行き届かないことがある。
- ・ 市による経済的な支援だけでなく、イベントの目的や企画によっては、市と協働することにより、小学校の体育館等の公共施設が利用できるということを市民活動団体がもっと知れると良い。

第4章 市政運営

第16条 市政運営の基本原則

- 1 市は、公正かつ透明性の高い市政運営を基本とし、市民が主体的に行動できるまちづくりを進めます。
- 2 市は、計画の立案、実施及び評価に至る情報を市民及び議会と共有することが、まちづくりの基本であることを踏まえ、わかりやすくかつ積極的な情報提供及び説明に努めます。
- 3 市は、まちづくりの実践を通して、職員の人材育成及び配置に努めます。

【これまでの主な取組】

- ・行政評価の取組(市・通年)
地方行政を取り巻く環境は日々大きく変化するなか、より質の高い行政サービスの提供を効果的に提供していくために、毎年度、外部の有識者の方も含めた行政評価委員会による事業の評価を実施。評価結果については、議会に報告するとともにホームページに公表。
- ・総合計画に基づくアクションプランの進捗状況の報告(市・通年)
アクションプランとは総合計画の基本構想の実現に向け、基本計画に紐付く「事業」の実施行程をもとめたもの。毎年度、進捗管理を行い、見直しを行う等、柔軟な計画の推進を実施。進捗状況については議会に報告するとともにホームページに公表。
- ・策定された計画の公表、計画策定における経過の報告(市・通年)
策定された計画は議会に報告されると共に、ホームページで公表。また、ワークショップの結果については、市民の方にはわかりやすく発信することを目的にニュースレターとしてホームページで公表する取組がみられる。
- ・職員の人材育成の取組(市・通年)
長久手市人材育成基本方針に基づき、市民主体のまちづくりを推進するための必要な知識(ファシリテーション等)を取得するための研修を実施。
- ・新規採用職員研修会でみんなまち条例の説明(市・通年)
新規採用職員へみんなまち条例の趣旨を説明するとともに業務のなかで「市民主体のまちづくり」に沿った取組を進めることを目的に実施。
- ・地域共生推進課の設置に伴う地域別での各担当職員の配置(市・R3 から)
各小学校区毎に受け持ちの職員を決め、それぞれの地域の課題を地域で解決できるよう、地域の取組を支援や調整。

【アンケート調査】

特になし。

【成果・課題】

成果

- ・毎年の行政評価、アクションプランの進捗状況を議会へ報告するとともに公表した。

課題

- ・本条文第3項には「まちづくりの実践を通して」と定められており、地域活動や市民団体の活動等を知ること、実施することが求められる。

【今後について】

今後とも毎年度の行政評価、アクションプランの進捗状況報告を議会に行うとともに条例に沿った適切な市政運営を実施する。

また、より多くの職員が現場に出て、市民の視点に立ち物事考え、行動できる職員の育成を図るためにもまちにでる研修を行う。

【検証会議の意見】

- 行政情報の透明性が求められるなか、市民に丁寧に説明することが重要である。市民の生活に大きく関わることについては、ごみ袋の増額の際のように住民への丁寧な説明があると良い。
- 市の事業について、外部の有識者や市民によって構成されている委員会にて様々な審議が実施されているが、一部の事業では、委員会の意見のみに流されている印象を受ける。
- 事業の方向性等を決める際は、様々な観点から検証する必要がある。

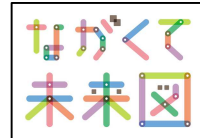
第17条 計画的な市政運営

- 1 市は、この条例に基づき、総合計画を策定し、計画的な市政運営を行います。
- 2 総合計画における基本構想については、議会の議決を経るものとします。

【これまでの主な取組】

・総合計画愛称総選挙の実施(市・H28)

多くの市民等に策定過程から興味を持ち、関わってもらうため、愛着をもってもらえるような総合計画の愛称を募集を行い、193件の応募から投票により愛称が「ながくて未来図」に決まった。



・策定経過資料の全戸配布(市・H29～H30)

途中段階から知ってもらうため、検討してきた内容をまとめた資料を全戸配布した。(H29～H30)

・計画策定に伴うキックオフパーティー(市・H29)

計画づくりのキックオフイベントとして、「様々な人と“出会う”」「交流し””知り合う”」「長久手について“語り合う”」をテーマにワークショップを2回行った。



・計画策定に伴う小中学生からの意見(市・H29)

市内の小中学生を対象に、『まちの将来を考える「～だったらいいネ」』をテーマに、将来の長久手に関する意見をもらった。(合計 2,962 人)

・計画策定に伴うテーマ別会議(市・H29)

ワークショップや小中学生からの意見、団体アンケート等で出た意見を「みんなの想い集」としてとりまとめ6つの分野に分け、その分野ごとの10年後の理想の姿を「ながくて未来の物語」としてまとめた。

・学生まちづくり甲子園(市・H29)

市内在住、在学の高校生、大学生6チームが、“学生ならではの”自分たちができるまちづくりのアイデアを3回のワークショップで考え、発表した。



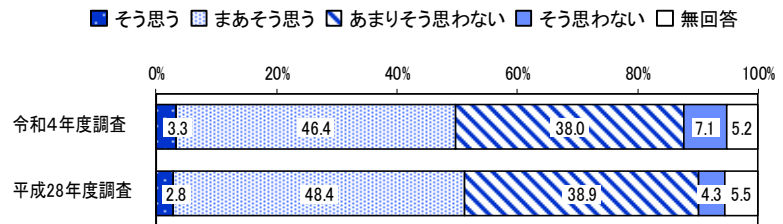
・市民まちづくり計画の策定(市・H30)

10年後に目指すべき姿に向かって市民で取り組むことをまとめた「市民まちづくり計画」を策定した。

【アンケート調査・市民からの意見】

○市政への満足度について

「まあ満足している」(49.2%)が最も多く、「満足している」(4.8%)と合わせると、54.0%となる。



【成果・課題】

- ・第6次長久手市総合計画策定にあたっては、「多くの市民が策定に関わること」「まちづくりを我が事ととらえる市民を増やすこと」「市民のつながりが生まれ、計画実行を担う市民を育てること」を目指し、市民が集まり、様々な想いを話し合いながら作業を進めた。
- ・行政主導のまちづくりから、市民と行政が協働する「市民主体のまちづくり」の実現に向けた第一歩となる計画として平成31年3月に策定した。

【今後について】

- ・現在は「第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）」（計画期間：平成31年度～令和10年度）を推進中である。市民とともに作り上げた計画を実効性あるものとしていくために、令和5年度には基本計画に紐づくアクションプラン事業の中間見直しを実施するとともに、今後も毎年度の進捗状況確認・評価・検証などの進行管理を実施しながら推進していく。

【検証会議の意見】

特になし。

第18条 情報公開及び個人情報の取扱い

- 1 議会及び市は、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）の定めるところにより、その保有する情報を市民に公正かつ適正に公開しなければなりません。
- 2 議会及び市は、長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号）の定めるところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱わなければなりません。
- 3 市民及び市は、生命及び財産の保護のため、緊急でやむを得ない場合に地域で互いに助け合い、支え合うための必要最小限の個人情報を共有することができる環境づくりに努めます。

【これまでの主な取組】

・公文書公開請求の制度(市・通年)

公文書公開請求とは市の保有する公文書について、公開請求ができる制度。本制度についてはどなたでも請求が可能。本制度についてはホームページで周知。

(実績: R3 27件、R2 24件、R1 36件、H30 8件)

・情報の通信経路の分割(市・通年)

LGWAN 接続系、インターネット接続系、住民基本台帳システムの通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるように経路の分割を行っている。

・長久手市セキュリティポリシーについて(市・通年)

長久手市情報セキュリティポリシーでは、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めている。

・情報セキュリティ研修(市・年1度)

会計年度職員や管理職、情報推進委員(各課で担当を1人定める)に対し、毎年、情報セキュリティに関する研修を実施。窓口業務等で個人情報を扱うとき等、個人情報を扱う場合の適切な対応について年に1度研修を実施する。

・避難行動要支援者登録制度(市・通年)

災害時に自力での避難が困難な人・支援を必要とする人(要支援者)の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成。避難支援を行う団体等(民生委員、まちづくり協議会、警察など)へ適切に提供することによって、災害時に情報が活用されるような地域づくりを進めており、災害時のみならず、日頃からこの名簿を活用し、要支援者への声かけや見守りを実施。

避難行動要支援者登録の仕組み



【アンケート調査】
特になし
【成果・課題】
成果 ・毎年度、情報セキュリティ研修を実施することで、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の適正管理について職員の意識向上に取り組んでいる。 ・避難行動要支援者登録者数は令和4年6月時点で1,933人（対象者4,009人）。 課題 ・避難行動要支援者登録制度について、一定数の名簿の登録があるものの、実際の災害があった際は、氏名、情報等の基本情報に加えて、介護度や障がいの状況等も求められる。
【今後について】
・今後も情報セキュリティ研修をとおして職員の意識向上に取り組む。 ・避難支援等を適切に行うために要避難者の介護度や障がいの状況の共有を行う等、氏名、住所等の基本情報の共有のみではなく、実際の災害等があった際に適切に対応できるような仕組みづくりを進める。
【検証会議の意見】
特になし。

第19条 安心安全なまちづくり

- 1 市は、市民の安心安全を確保するため、自然災害、重大な事故等に備え、危機管理体制を整え、災害等の発生時には、関係機関等と連携・協力し、迅速かつ的確に対応します。
- 2 市民は、個人、近隣、自治会等で災害等に備えるため、防災に関する取組を行い、災害時は自分自身を守る努力をするとともに、互いに協力します。

【これまでの主な取組】

・防災に関する事業者との連携協定(市・事業者・通年)

災害時に長久手市地域防災計画に基づき応急対策を行うため、資機材等の支援に関し、事業者と協定を締結。(条例施行以降の協定の実績:物資供給5件、物資輸送1件、燃料供給4件、医療1件、応急対策10件、応急救済2件)

・愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定(市・通年)

東尾張地区9市2町において、地震、風水害等の災害が発生した場合に、被災した市単独では十分な応急復旧活動が実施できない場合の応援及び円滑な応援実施を目的とした平時の連携を構築。定期的な情報交換会等を実施。

・災害時相互応援協定(長野県南木曽町、宮城県富谷市)

協定締結自治体に災害が発生し、被災自治体独自では十分に応急措置が実施できない場合において、協定自治体相互の応援を円滑に行うための協定。

・自主防災活動支援事業(市・通年)

地域の自主防災活動の活性化のため、自主防災組織が開催する防災講習会の支援や自主防災資機材(防災倉庫等)の貸与等を行う。

・地域毎における防災訓練の実施(市民・年1回)

災害発生後の避難所を想定して地域別に避難所開設訓練を実施。「避難所開設・運営の手順書」に記載された、避難所の受付対応での注意点、体育館内のレイアウトの考え方などを確認。令和4年度においては、市内6小学校で一斉に訓練が実施され、地域の役員の方が中心となって各校60名ほどの方が参加。



・西小学校区まちづくり協議会における防災に関する取組(市民・R4から)

まちづくり協議会や各種自治会が集まり、防災委員会を実施。防災に関する有識者を講師に招き、防災に関する講演を開催やまち協フェスティバルでは防災コーナー展示、「西まち防災」の情報紙を作成し、地域の方の防災の関心を高める等、様々な活動を実施。



・市が洞小学校区まちづくり協議会における防災に関する取組(市民・R4から)

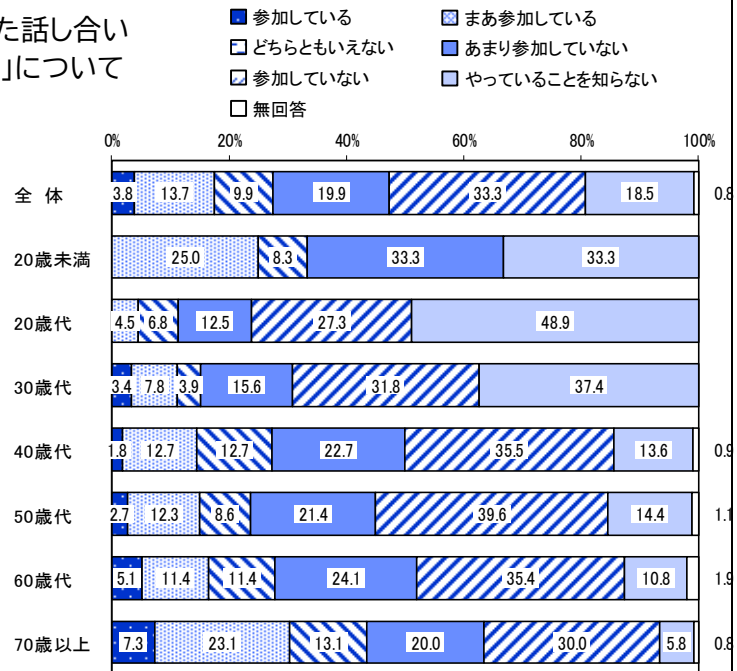
まちづくり協議会や自治会連合会、社協、民政委員、地域の介護事業者、教育関係者、消防団等の各種機関が集まり、地域の防災の課題等について話合う地域防災ローカル会議を開催。各組織の連携を推進。

【アンケート調査】

○「お住まいの地域で災害に備えた話し合いや防災訓練に参加していますか」について

○年齢別でみると、70歳以上で「参加している」、「まあ参加している」の合計が30.4%と、全体(17.5%)より12.9ポイント多く、20歳代では合計が4.5%と全体より13.0ポイント少ない。

○20歳未満を除き、年齢が低くなるほど「参加していない」「やっていることを知らない」が多くなっている。



【成果・課題】

成果

- ・災害に備え、事業者や他市町と協定を結び関係機関と連携、協力する体制を進める取組を行った。
- ・小学校区別の防災訓練を実施し、地域での防災の取組を進めた。
- ・まちづくり協議会で地域の防災の課題等について話し合い、連携しながら解決していこうとする取組を進めた。

課題

- ・アンケート調査結果では、20歳未満を除き、年齢が低くなるほど「参加していない」「やっていることを知らない」が多くなっており、20歳代、30歳代への防災に関する意識の向上が求められている。

【今後について】

事業者や他市町と協定を結び、実際に災害が起きた際に対策を講じられるような体制づくりを進めていく必要がある。

防災について地域で考える取組については、防災で重要な共助の観点からも地域の様々な組織が連携し、取組を進められることが推奨される。

アンケート結果での若い人の防災への取組の参加が少ないこと等から、自助の観点からも20歳代、30歳代の方々への関心を高めることが求められる。

【検証会議の意見】

- ・事業者と協定等を結ぶことが目的となっており、協定を結んで以降、具体的な取組がされてないケースが多い印象を受ける。

・防災について、文章でまとめると良いことばかりが並べられてしまうが、例えば、体が思うように動かない単身の高齢の方をどう避難支援していくか等、本当に災害が起きた時のことを想定した対応の準備ができているか疑問に思うことがある。

・みんなち条例における「市民」のなかには事業者も含まれているため、事業者としての役割も重要である。

第20条 他の自治体等との連携

市は、共通課題の解決のため、国、愛知県、他の自治体及び関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。

【これまでの主な取組】

- ・尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定
日進市・みよし市・東郷町・豊明市・長久手市が、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力。首長会議、副市長・副町長会議、担当者会議等を毎年実施しており、それぞれの自治体の課題を共有や今後の取組についての意見交換を実施。
- ・あいちオレンジネットワーク
認知症により行方不明になる高齢者等の早期発見につながる、日進市・みよし市・東郷町・豊明市・長久手市のネットワーク。
- ・長久手市大学連携推進ビジョン 4U
包括連携協定を締結している市内4大学と更なる地域、企業、行政の連携の指針となるビジョンを策定。
- ・市民のための市民参加型まちづくりに関する協定(中部電力(株))
長久手市、中部電力(株)が協力して、市民が主体的にまちづくりに参加する機会を提供し、市民のための市民参加型まちづくりを推進するための協定。

【アンケート調査・市民からの意見】

特になし

【成果・課題】

- ・尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定に基づき、広報紙へのイベント情報等の共同掲載や職員派遣交流事業の共同実施等様々な分野で連携協力している。
- ・長久手市大学連携推進ビジョン 4U の事業については、環境、福祉、子育て、文化、交流など、様々な分野で学生の参加できる場を提供し（令和3年度は26事業）、大学の持つ知的財産や人材等、学生のもつ若い力をまちづくりに活用した。
- ・中部電力(株)との協定のもとに、子育て支援アプリの実証実験及びアンケートを行い、現在は「きずなネット」として子育てに役立つ”イベント情報”や、毎日の暮らしに安心をプラスする”地域情報”を届けている。

【今後について】

- ・他の自治体と連携することによって効果の向上が期待される医療、防災、福祉、消防等の課題について、引き続き近隣の自治体、県及び国と連携して取り組んでいく。
- ・行政のみならず、学校法人、民間企業、市民と市をつなぐ中間支援団体といったまちづくりの専門家など様々な関係者とともにそれぞれの強みを生かしながら、多様化するまちづくりの課題に対応していく。
- ・事業者から協定の話があった際には、協定締結を目的にするのではなく、内容が形骸化されないよう、目的や今後の連携方法などを十分検討したうえで協定等を締結する必要がある。

【検証会議の意見】

- ・ 大手企業との連携は報告書のなかで確認できるが、市内の小さな商店等の連携についても重要と考える。災害、防犯など事業者との連携による取組も重要な取組である。

まちづくりの3原則における条例の検証について（第4章）

第4章における様々な取組についてまちづくりの基本原則のそれぞれの観点から確認し、整理します。

情報共有

今後も行政評価、アクションプラン、予算、計画の公表を行うとともに透明性の高い市政運営に努める。

また、情報社会の進展と情報技術の進歩がされるなか、個人情報保護がより必要になるため、人的ミスによる情報漏洩等を防ぐため、毎年実施される情報セキュリティ研修を通じて、より一層職員の情報セキュリティの意識向上に取り組む必要がある。

市民参加

総合計画の策定の際には多くの市民を巻き込み計画策定が行われた。「テーマ別検討会議」から「学生まちづくり甲子園」まで市民に親しみやすく、方法を模索したうえで取り組まれている。

市としての防災体制、機能の強化を進めることは必要であるが、市だけの対策では解決が難しいことは地域同士の助け合いによる共助の力が求められる。災害に備え、地域にはどのような課題があるのかを組織毎で考えるのではなく、各組織（自治会、まちづくり協議会、事業者、民生委員等）で話し合い、まずは課題を共有することが重要であり、各組織が連携することで災害時の適切な対応につながる。

また、市や地域により、市民が防災への関心を高め、自分のことは自分で守る（自助の意識）ことの啓発を今後も取り組んでいく必要がある。

協働

市は様々な業者と災害対策や健康に関する協定を締結しており、取り組んでいる。

中部電力(株)との「市民参加型まちづくりに関する協定」では、取組の結果子育て支援に関するアプリ（現在の「きずなネット」）の開発等の取組がみられる。

今後も事業者や他市町等の連携が求められるところではあるが、協定締結が目的となり、取組の内容が形骸化しないよう、協定締結時には市又は市民へのメリットを整理し協定締結を行う必要がある。

【検証会議の意見】

特になし。

第5章 実効性の確保

第21条 条例の検証

- 1 市民及び市は、5年を超えない期間ごとに、この条例に沿ってまちづくりが行われているかについて、社会情勢及びまちづくりの推進状況を踏まえ、検証します。
- 2 市は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。

【これまでの主な取組】	
	第 2 1 条は、条例の検証に関する事項であり、具体的な取組を定めた条文でないため、この項目への記載は省略します。
【アンケート調査】	
【成果・課題】	
【検証会議の意見】	
特になし。	